

資料編

1. 策定経過

年月日	会議, 調査等	内容
令和5年8月～ 令和6年3月	市内の文化芸術に関する調査	国や都の動向, 市内の文化芸術に関する現状等を既存データ等より整理
令和5年9月28日	職員向け研修会の実施	文化行政等についての職員向け研修会を実施
令和6年6月27日	第1回「(仮称)調布市文化芸術推進ビジョン」策定検討委員会	・「(仮称)調布市文化芸術推進ビジョン(骨子案)」について ・文化に関するアンケート調査について ・市内文化団体等ヒアリング調査について
令和6年7月26日 ～7月30日	市民アンケート調査	市民の文化芸術活動の現状やニーズ, 市の文化芸術施策に対する意見などをウェブアンケート調査で把握
令和6年8月22日 ～10月●日	市内文化団体等ヒアリング調査	市内で文化的事業などの取組を行っている10団体について現状を把握するためのヒアリング調査を実施
令和6年10月30日	第2回「(仮称)調布市文化芸術推進ビジョン」策定検討委員会	
令和6年12月●日 ～令和7年1月●日	パブリック・コメント手続の実施	
令和6年●月●日	第3回「(仮称)調布市文化芸術推進ビジョン」策定検討委員会	
令和7年3月末日	「(仮称)調布市文化芸術推進ビジョン」策定	

2. (仮称)調布市文化芸術推進ビジョン策定検討委員会 委員名簿

No.	氏名	所属・役職
1	小林 真理	東京大学大学院 人文社会系研究科 教授
2	片山 泰輔	青山学院大学 総合文化政策学部 総合文化政策学科 教授
3	上原 宏	桐朋学園大学音楽部 教授
4	佐伯 あつ子	調布市立第六中学校 校長
5	藤堂 文子	(公財)調布市文化・コミュニティ振興財団 企画課長
6	橋本 ゆかり	(社福)調布市社会福祉協議会 事務局長
7	榎本 和江	調布市文化協会 事務局長
8	早野 賢二	調布市教育委員会郷土博物館 館長
9	竹中 裕子	NPO法人ちょうふ子育てネットワーク ちょこネット 理事長
10	野口 里美	有限会社クリエイティブハウスポケット 取締役

※敬称略

3. 調布市 文化に関するアンケート調査

調査概要

■調査の目的

市民の文化芸術活動の現状やニーズ、市の文化芸術施策に対する意見などを把握し、令和6年3月策定予定の「(仮称)調布市文化芸術推進ビジョン」策定のための基礎資料とすることを目的に実施

■調査の対象

調布市在住18歳以上の市民600人

■調査の期間

令和6年7月26日～7月30日

■調査の手法

ウェブ・パネルを用いたインターネット・アンケート調査

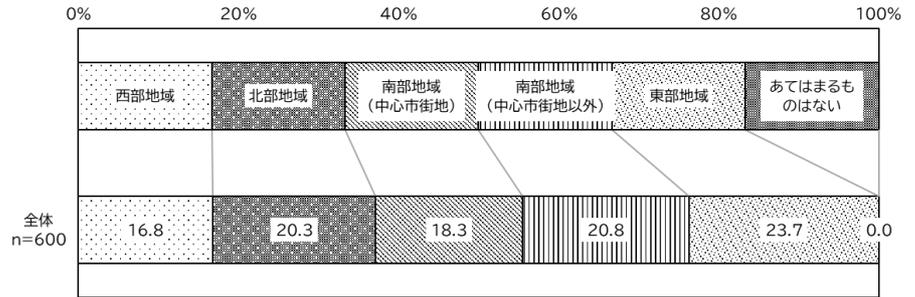
■調査結果の集計表・グラフについて

- ・ 回答の構成比(%)は、各設問の母数(n)を基数とした百分率(%)で表示している。
- ・ 百分率は小数点以下第二位を四捨五入しているため、構成比の合計値が100%にならないことがある。
- ・ 回答者が2つ以上回答することのできる質問(複数回答)については、構成比の合計は100%を超えることがある。

調査結果

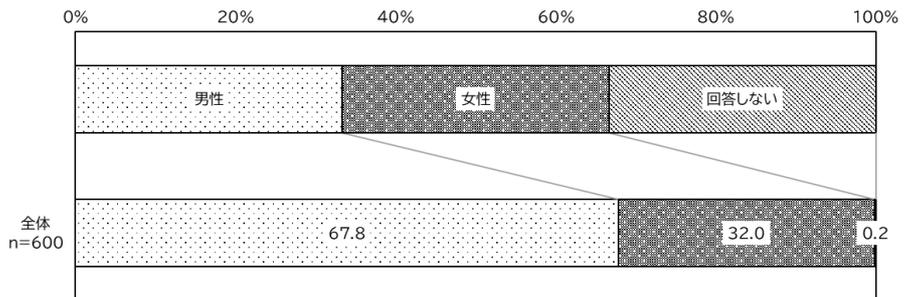
F1 あなたのお住まいの地域をお知らせください。(SA)

全体では「東部地域」が23.7%となっている。



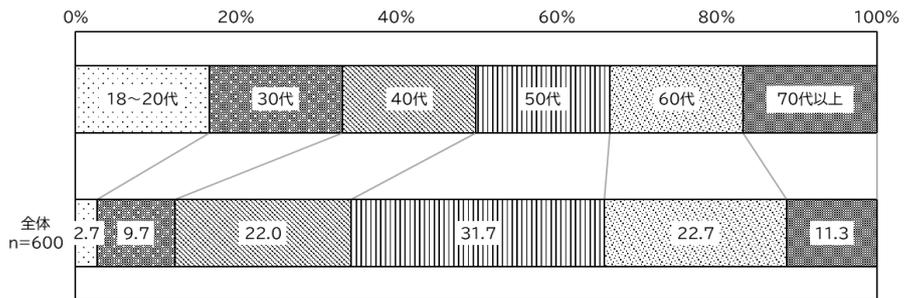
F2 あなたの性別をお知らせください。(SA)

全体では「男性」が67.8%となっている。



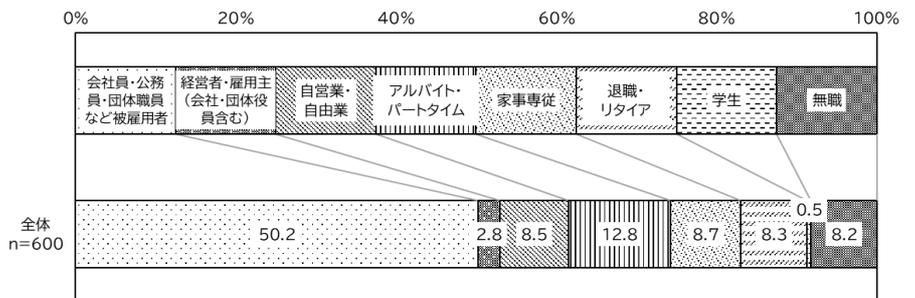
F3 あなたの年齢をお知らせください。(SA)

全体では「50代」が31.7%となっている。



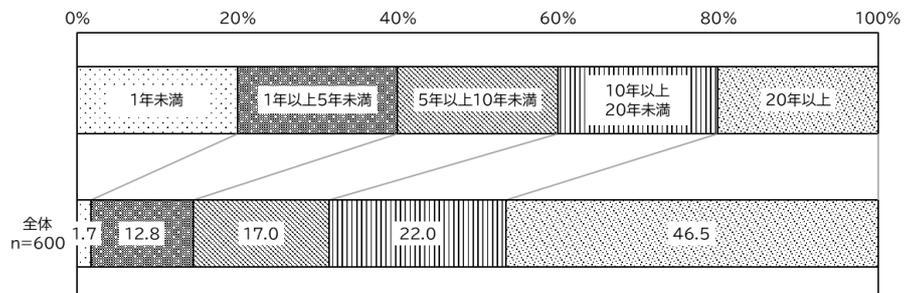
F4 あなたの職業をお知らせください。(SA)

全体では「会社員・公務員・団体職員など被雇用者」が50.2%となっている。



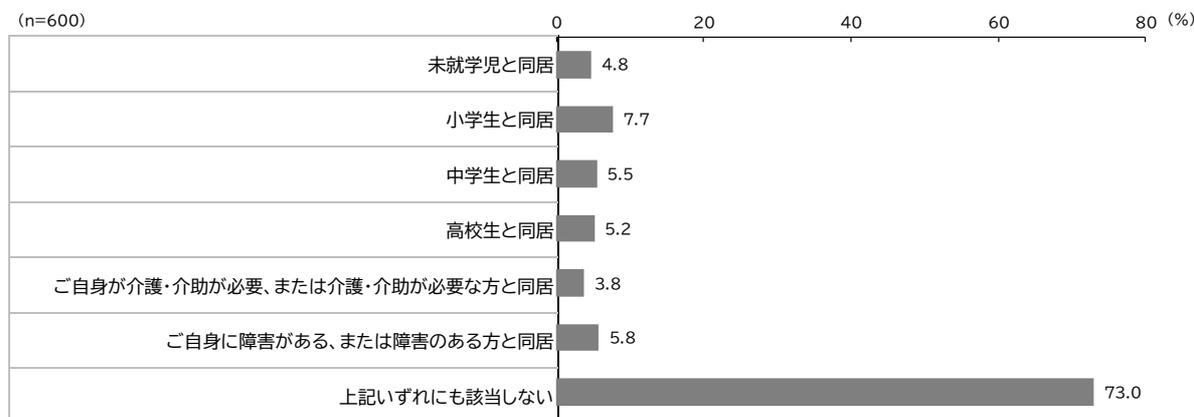
F5 今お住まいの地域の居住年数をお知らせください。(SA)

全体では「20年以上」が46.5%となっている。



**F6 現在あなたと同居しているご家族をすべてお知らせください。
(MA)**

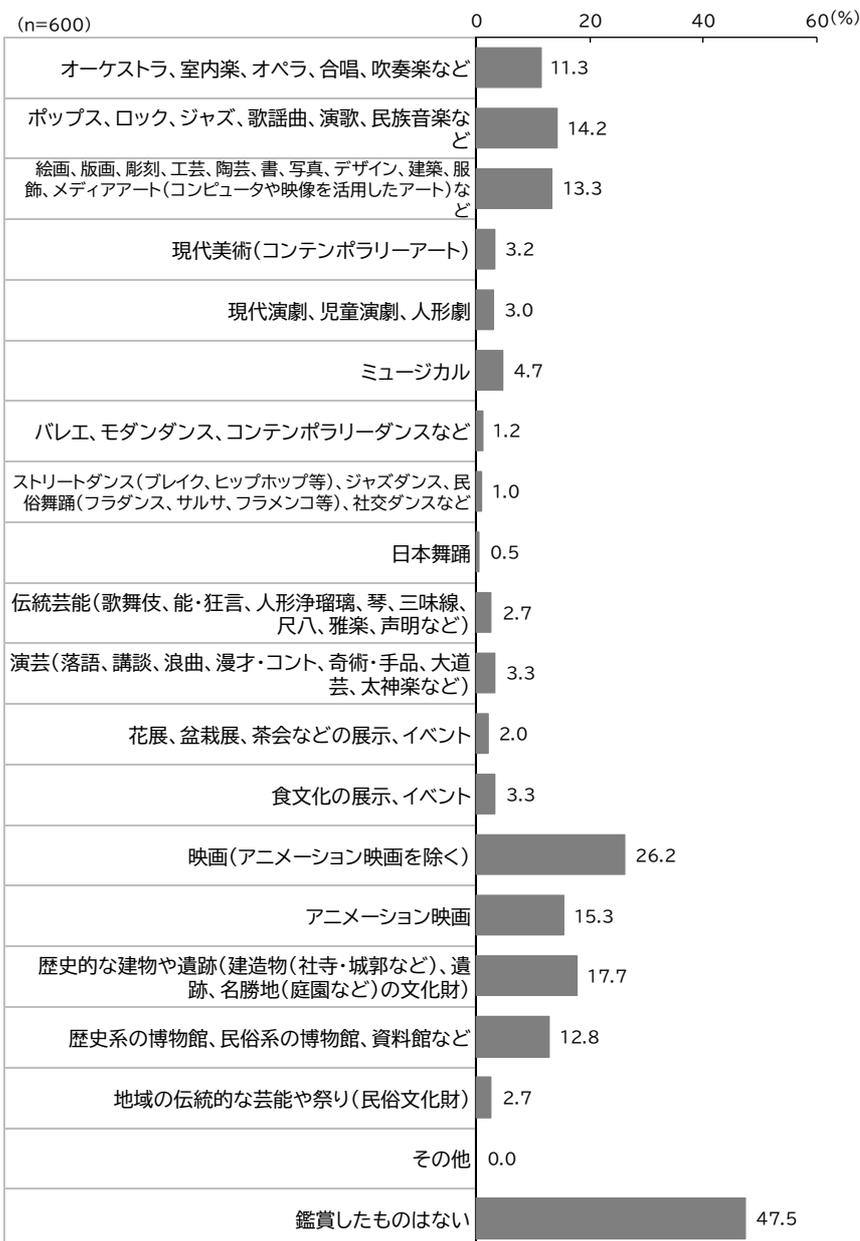
全体では「上記いずれにも該当しない」が 73.0%となっている。



Q1 この1年間に、コンサートや美術展、映画、歴史的な文化財、アートや音楽のフェスティバル等の文化芸術イベントを直接鑑賞(テレビ、ラジオ、CD・DVD、オンライン配信等での視聴を除く鑑賞)をしたことはありますか。(MA)

全体では「鑑賞したものはなし」が 47.5%となっている。鑑賞したものの中では「映画」が 26.2%となっている。

年齢別でみると、30代で「アニメーション映画」が 31.0%と全体より 15.7ポイント多くなっている。

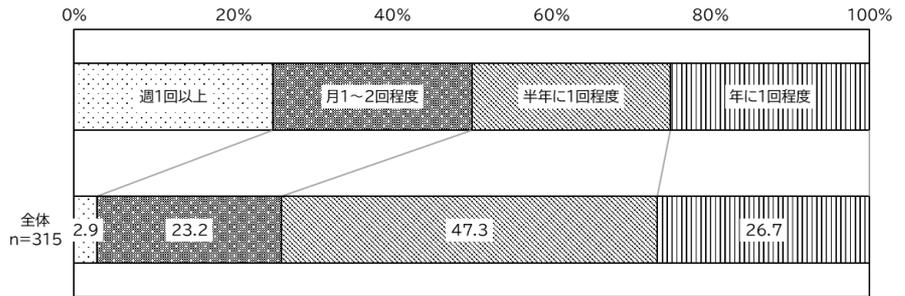


	n	ラ、合 オケ 唱、 吹奏 楽等 など	ポツ プス 、ロ ック 、ジ ャズ 、歌 謡曲 、演 歌、 民族 音楽 など	芸、 書、 写 真、 メ ディ アア ート など	絵 画、 版 画、 彫 刻、 工 芸、 陶 芸、 装 飾、 メ ディ アア ート など	現 代 美 術	現 代 演 劇 、 児 童 演 劇 、 人 形 劇	ミ コ ー ジ カ ル	パ レ エ 、 モ ダ ン ダ ン ス、 コ ン テ	ス ト リ ー ト ダ ン ス、 ジ ャ ズ ダ ン ス、 民 俗 舞 踊 、 社 交 ダ ン ス な ど	日 本 舞 踊	伝 統 芸 能
全 体	600	11.3	14.2	13.3	3.2	3.0	4.7	1.2	1.0	0.5	2.7	
18～20代	16	25.0	12.5	6.3	0.0	6.3	18.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
30代	58	5.2	24.1	12.1	0.0	5.2	5.2	0.0	0.0	1.7	5.2	
40代	132	12.9	19.7	15.2	4.5	2.3	3.8	0.8	0.8	0.8	1.5	
50代	190	10.0	14.7	10.5	3.7	2.1	5.3	1.1	1.1	0.5	2.6	
60代	136	11.0	7.4	14.7	3.7	3.7	3.7	2.2	1.5	0.0	2.2	
70代以上	68	14.7	7.4	17.6	1.5	2.9	2.9	1.5	1.5	0.0	4.4	

	n	演 芸	花 展、 盆 裁 展、 茶 会 な ど の 展 示 イ ベ ン ト	食 文 化 の 展 示、 イ ベ ン ト	映 画	ア ニ メ ー シ ョ ン 映 画	歴 史 的 な 建 物 や 遺 跡	館、 資 料 館 な ど	歴 史 系 の 博 物 館、 民 俗 系 の 博 物 館	地 域 の 伝 統 的 な 芸 能 や 祭 り	そ の 他	鑑 賞 し た も の は な い
全 体	600	3.3	2.0	3.3	26.2	15.3	17.7	12.8	2.7	0.0	47.5	
18～20代	16	0.0	0.0	0.0	18.8	18.8	0.0	0.0	0.0	0.0	56.3	
30代	58	1.7	3.4	6.9	31.0	31.0	6.9	3.4	1.7	0.0	41.4	
40代	132	5.3	3.0	4.5	25.8	21.2	18.9	12.1	2.3	0.0	41.7	
50代	190	2.1	0.5	3.2	28.4	15.8	15.8	11.1	3.7	0.0	48.4	
60代	136	5.1	2.2	2.2	25.7	8.1	25.0	21.3	2.9	0.0	50.7	
70代以上	68	1.5	2.9	1.5	19.1	2.9	19.1	13.2	1.5	0.0	52.9	

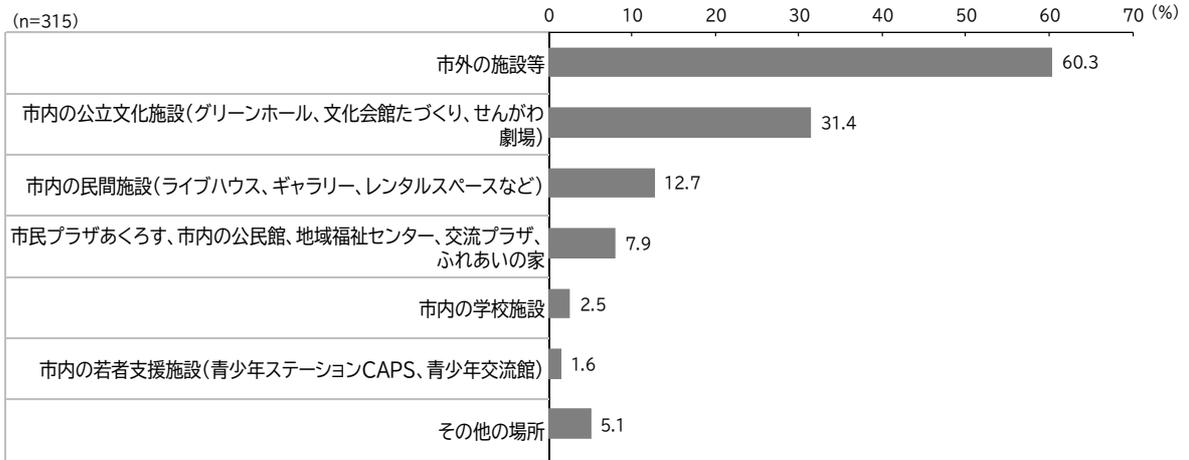
Q1-1 この1年間に、どの程度鑑賞しましたか。(SA)

全体では「半年に1回程度」が47.3%と最も多くなっている。
年齢別でみると、70代以上で「半年に1回程度」が65.6%と全体より18.3ポイント多くなっている。



	n	週 1 回 以 上	月 1 ～ 2 回 程 度	半 年 に 1 回 程 度	年 に 1 回 程 度
全 体	315	2.9	23.2	47.3	26.7
18～20代	※ 7	14.3	28.6	42.9	14.3
30代	34	2.9	26.5	38.2	32.4
40代	77	5.2	20.8	45.5	28.6
50代	98	3.1	23.5	45.9	27.6
60代	67	0.0	25.4	47.8	26.9
70代以上	32	0.0	18.8	65.6	15.6

Q1-2 この1年間に、文化芸術イベントを鑑賞した施設のある地域はどこですか。(MA)

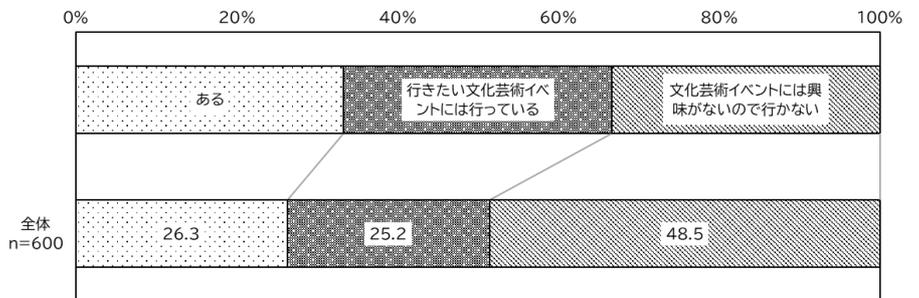


全体では「市外の施設等」が60.3%と最も多くなっている。
 年齢別でみると、70代以上で「市内の公立文化施設」が53.1%と全体より21.7ポイント多くなっている。

	n	市外の施設等	市内の公立文化施設(グリーンホール、文化会館たづくり、せんがわ劇場)	市内の民間施設(ライブハウス、ギャラリー、レンタルスペースなど)	市民プラザあくろす、市内の公民館、地域福祉センター、ふれあいの家	市内の学校施設	市内の若者支援施設(青少年ステーションCAPS、青少年交流館)	その他の場所
全体	315	60.3	31.4	12.7	7.9	2.5	1.6	5.1
18~20代	※7	42.9	14.3	28.6	0.0	0.0	0.0	14.3
30代	34	58.8	29.4	11.8	2.9	2.9	11.8	8.8
40代	77	51.9	33.8	9.1	7.8	2.6	9.1	6.5
50代	98	63.3	23.5	12.2	7.1	0.0	2.0	5.1
60代	67	64.2	32.8	14.9	6.0	1.5	0.0	3.0
70代以上	32	68.8	53.1	15.6	3.1	0.0	0.0	0.0

Q2 この1年間に、何らかの理由で行きたいコンサートや美術展、映画、歴史的な文化財、アートや音楽のフェスティバル等の文化芸術イベントの鑑賞をやめた(あきらめた)ことはありますか。(SA)

全体では「文化芸術イベントには興味がないので行かない」が48.5%と最も多くなっている。
 年齢別でみると、70代以上で「ある」が38.2%と全体より11.9ポイント多くなっている。

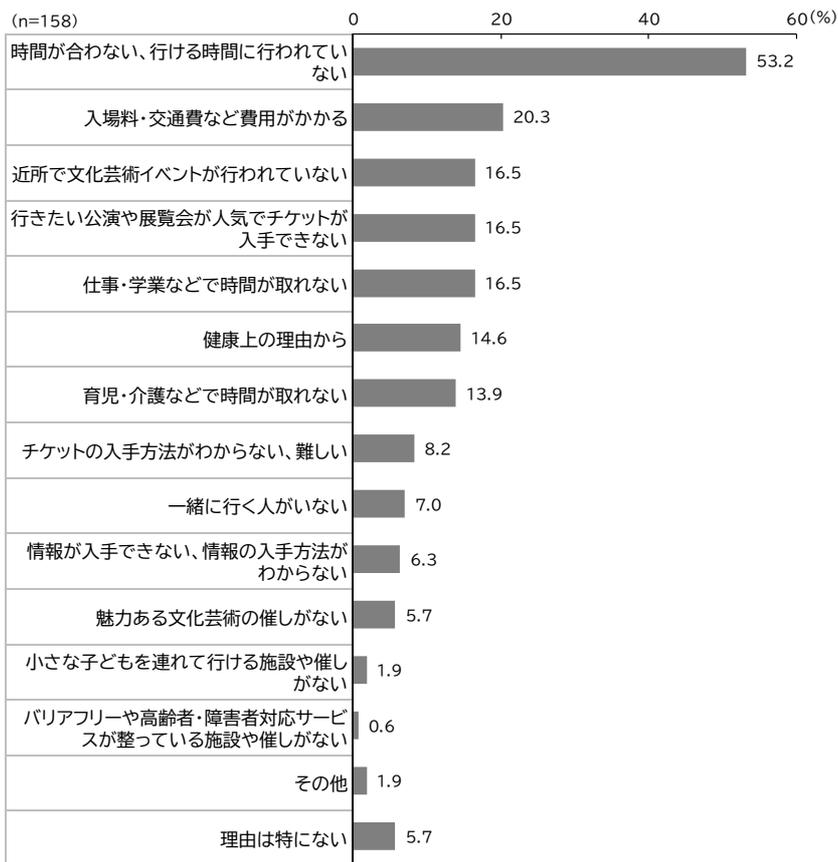


	n	ある	行きたい文化芸術イベントには行っていない	文化芸術イベントには興味がないので行かない
全体	600	26.3	25.2	48.5
18~20代	16	18.8	31.3	50.0
30代	58	29.3	24.1	46.6
40代	132	16.7	32.6	50.8
50代	190	25.3	23.7	51.1
60代	136	30.9	22.8	46.3
70代以上	68	38.2	19.1	42.6

Q2-1 鑑賞をやめた(あきらめた)理由は何ですか。(MA)

全体では「時間が合わない、行ける時間に行われていない」が53.2%と最も多くなっている。

年齢別で見ると、30代以上で「育児・介護などで時間が取れない」が41.2%、「小さな子どもを連れていける施設や催しが無い」が17.6%と全体より多くなっている。



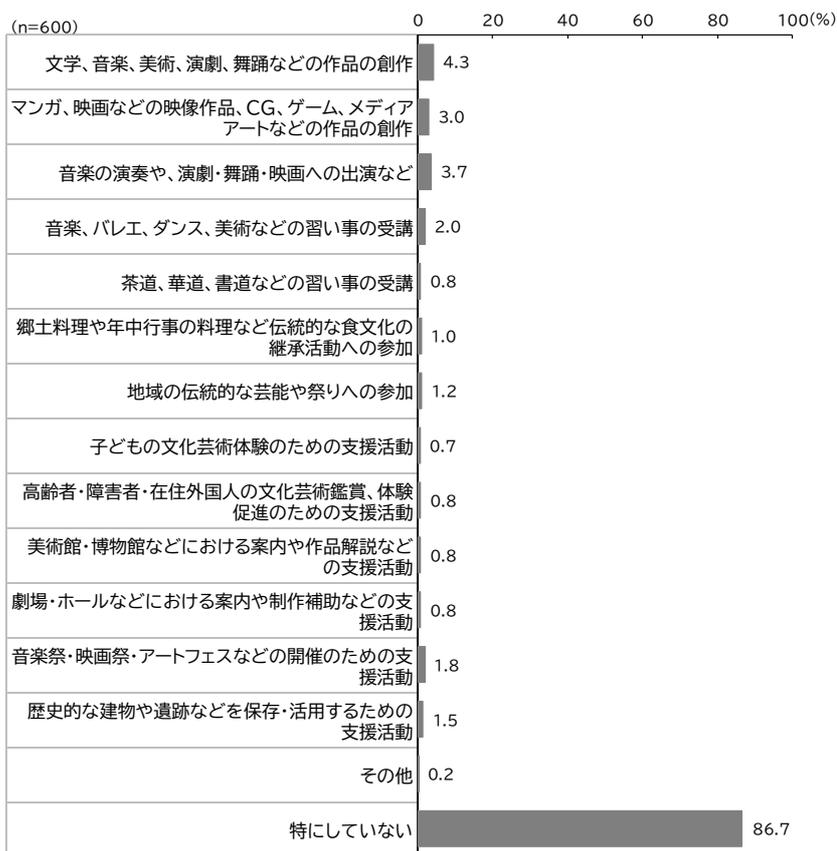
	n	近所で文化芸術イベントが行われていない	時間が合わない、行ける時間に行われていない	情報が入手できない、情報の入手方法がわからない	一緒に行く人がいない	入場料・交通費など費用がかかる	チケットの入手方法がわからない、難しい	育児・介護などで時間が取れない
全体	158	16.5	53.2	6.3	7.0	20.3	8.2	13.9
18-20代	※3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3
30代	17	23.5	41.2	5.9	5.9	11.8	5.9	41.2
40代	22	18.2	68.2	18.2	13.6	22.7	9.1	22.7
50代	48	14.6	68.8	4.2	8.3	27.1	6.3	10.4
60代	42	11.9	50.0	2.4	7.1	11.9	11.9	2.4
70代以上	26	23.1	30.8	3.8	0.0	26.9	7.7	11.5

	n	仕事・学業などで時間が取れない	健康上の理由から	小さな子どもを連れて行ける施設や催しが無い	バリアフリーや高齢者・障害者対応サービスが整っていない	魅力ある文化芸術の催しが無い	その他	理由は特になし
全体	158	16.5	14.6	1.9	0.6	5.7	1.9	5.7
18-20代	※3	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
30代	17	5.9	11.8	17.6	0.0	0.0	0.0	5.9
40代	22	31.8	4.5	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0
50代	48	18.8	12.5	0.0	0.0	0.0	2.1	4.2
60代	42	21.4	19.0	0.0	0.0	11.9	2.4	9.5
70代以上	26	0.0	19.2	0.0	3.8	7.7	3.8	7.7

Q3 この1年間に、鑑賞ではなく、自分で文化芸術活動を実践(創作や出演、習い事、祭や体験活動への参加など)したり、ボランティアとして活動を支援したことはありますか。(MA)

全体では「特にしていない」が86.7%と最も多くなっている。

年齢別でみると、18～20代で「文学、音楽、美術、演劇、演舞などの作品の創作」が25.0%と全体より20.7ポイント多くなっている。

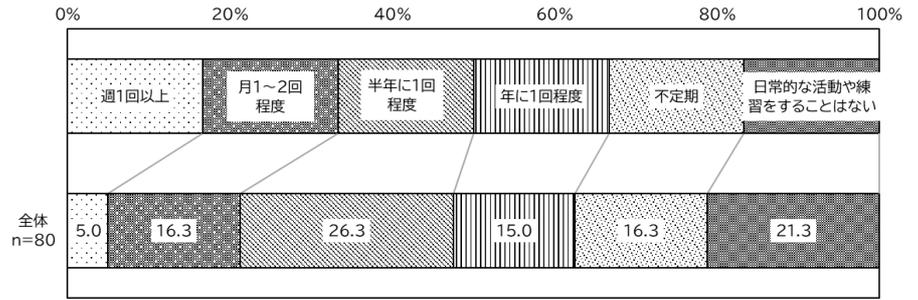


	n	文学、音楽、美術、演劇、舞踊などの作品の創作	マンガ、ゲーム、映画などの映像作品、メディアアートなどの作品の創作	音楽の演奏や、演劇・舞踊・映画への出演など	音楽、バレエ、ダンス、美術などの習い事の受講	茶道、華道、書道などの習い事の受講	郷土料理や年中行事の料理など伝統的な食文化の継承活動への参加	地域の伝統的な芸能や祭りへの参加	子どもの文化芸術体験のための支援活動
全体	600	4.3	3.0	3.7	2.0	0.8	1.0	1.2	0.7
18～20代	16	25.0	0.0	12.5	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0
30代	58	10.3	10.3	3.4	5.2	1.7	3.4	1.7	3.4
40代	132	3.8	4.5	3.8	1.5	1.5	2.3	0.0	0.0
50代	190	1.6	1.6	4.2	1.6	0.0	0.0	1.6	0.5
60代	136	3.7	2.2	3.7	2.2	1.5	0.0	0.7	0.7
70代以上	68	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	2.9	0.0

	n	高齢者・障害者・在住外国人の文化芸術鑑賞、体験促進のための支援活動	美術館・博物館などにおける案内や作品解説などの支援活動	劇場・ホールなどにおける案内や制作補助などの支援活動	音楽祭・映画祭・アートフェスなどの開催のための支援活動	歴史的な建物や遺跡などを保存・活用するための支援活動	その他	特にしていない
全体	600	0.8	0.8	0.8	1.8	1.5	0.2	86.7
18～20代	16	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0
30代	58	0.0	1.7	1.7	3.4	3.4	0.0	77.6
40代	132	0.8	0.0	1.5	3.8	4.5	0.8	83.3
50代	190	1.1	1.6	0.5	1.1	0.0	0.0	88.9
60代	136	0.7	0.7	0.7	1.5	0.7	0.0	89.0
70代以上	68	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	92.6

Q3-1 この1年間の活動の頻度はどの程度ですか。(SA)

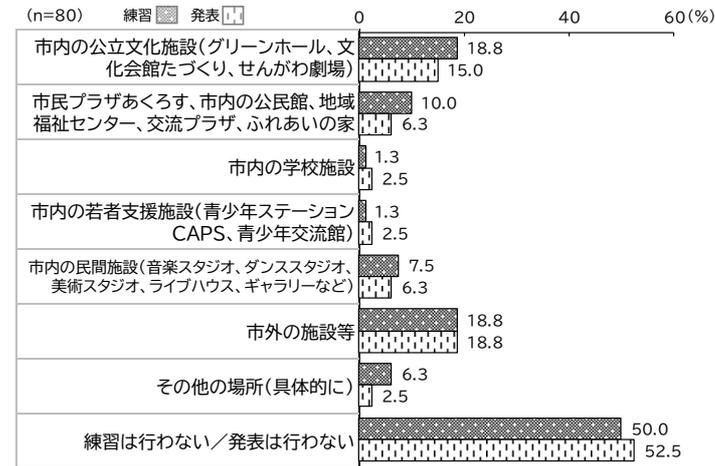
全体では「半年に1回程度」が26.3%と最も多くなっている。
 年齢別で見ると、60代で「週1回以上」が20.0%、「月1～2回程度」が26.7%と全体より多くなっている。



	n	週1回以上	月1～2回程度	半年に1回程度	年に1回程度	不定期	日常的な活動や練習をすることはない
全体	80	5.0	16.3	26.3	15.0	16.3	21.3
18～20代	※ 4	0.0	25.0	25.0	25.0	0.0	25.0
30代	13	0.0	15.4	23.1	15.4	15.4	30.8
40代	22	0.0	22.7	18.2	18.2	27.3	13.6
50代	21	4.8	4.8	33.3	19.0	14.3	23.8
60代	15	20.0	26.7	20.0	6.7	13.3	13.3
70代以上	※ 5	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	40.0

Q3-2/Q3-3 主にどこで練習や発表を行いますか。／練習(MA)

全体では「練習は行わない」が50.0%、「発表は行わない」が52.0%となっている。練習する場所では「市内の公立文化施設」と「市外の施設等」、発表をする場所では「市外の施設等」がともに18.8%と多くなっている。
 年齢別で見ると、30代と50代で「練習は行わない」が61.5%と66.7%、「発表は行わない」が69.2%と66.7%とそれぞれ全体より多くなっている。

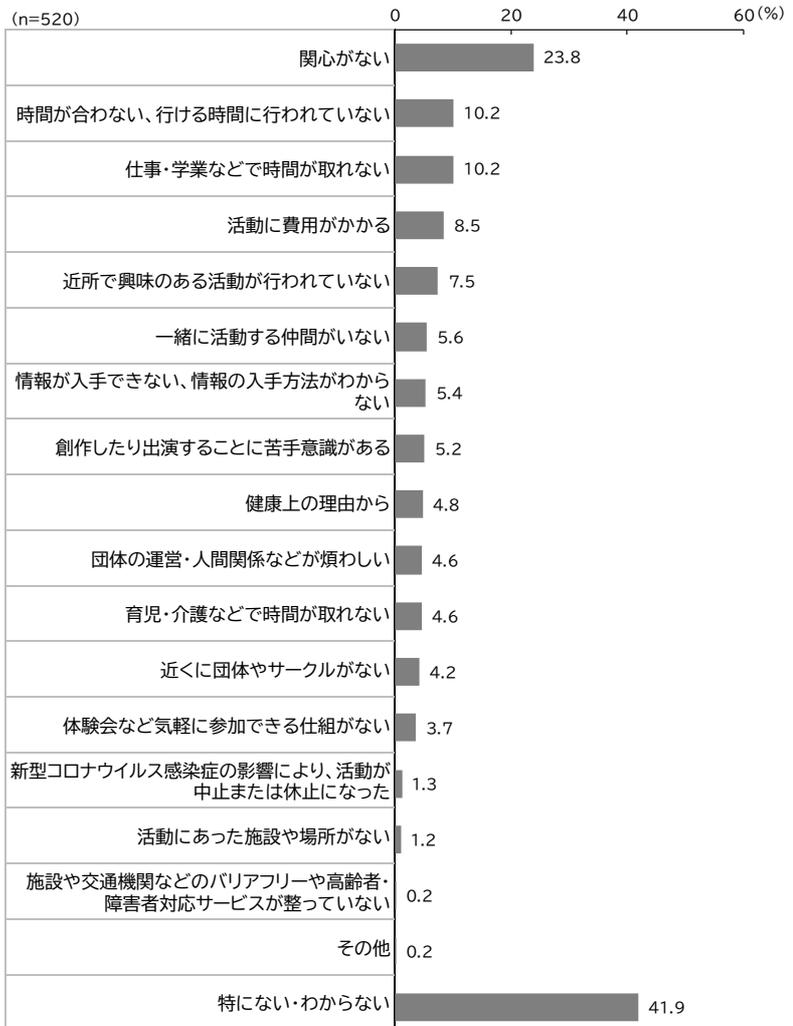


	n	練習							発表							
		市内の公立文化施設(グリーンホール、文化会館たづくり、せんがわ劇場)	市民プラザあくろす、市内の公民館、地域福祉センター、交流プラザ、ふれあいの家	市内の学校施設	市内の若者支援施設(青少年ステーションCAPS、青少年交流館)	市内の民間施設(音楽スタジオ、ダンススタジオ、美術スタジオ、ライブハウス、ギャラリーなど)	市外の施設等	その他の場所	練習は行わない	市内の公立文化施設(グリーンホール、文化会館たづくり、せんがわ劇場)	市民プラザあくろす、市内の公民館、地域福祉センター、交流プラザ、ふれあいの家	市内の学校施設	市内の若者支援施設(青少年ステーションCAPS、青少年交流館)	市内の民間施設(音楽スタジオ、ダンススタジオ、美術スタジオ、ライブハウス、ギャラリーなど)	市外の施設等	その他の場所
全体	80	18.8	10.0	1.3	1.3	7.5	18.8	6.3	50.0	15.0	6.3	2.5	6.3	18.8	2.5	52.0
18～20代	※ 4	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0
30代	13	7.7	0.0	0.0	7.7	0.0	23.1	0.0	61.5	7.7	0.0	0.0	7.7	0.0	69.2	
40代	22	18.2	18.2	0.0	0.0	4.5	18.2	4.5	50.0	18.2	13.6	0.0	0.0	4.5	50.0	
50代	21	14.3	9.5	0.0	0.0	14.3	4.8	4.8	66.7	0.0	4.8	0.0	0.0	9.5	66.7	
60代	15	20.0	0.0	0.0	0.0	13.3	40.0	20.0	26.7	26.7	0.0	6.7	6.7	13.3	33.3	
70代以上	※ 5	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0	20.0	40.0	

Q4 文化芸術活動をしていない理由は何ですか。(MA)

全体では「特にない・わからない」が41.9%となっている。理由の中では「関心がない」が23.8%と最も多くなっている。

年齢別で見ると、文化芸術活動をしていない理由に大きな差は見られない。

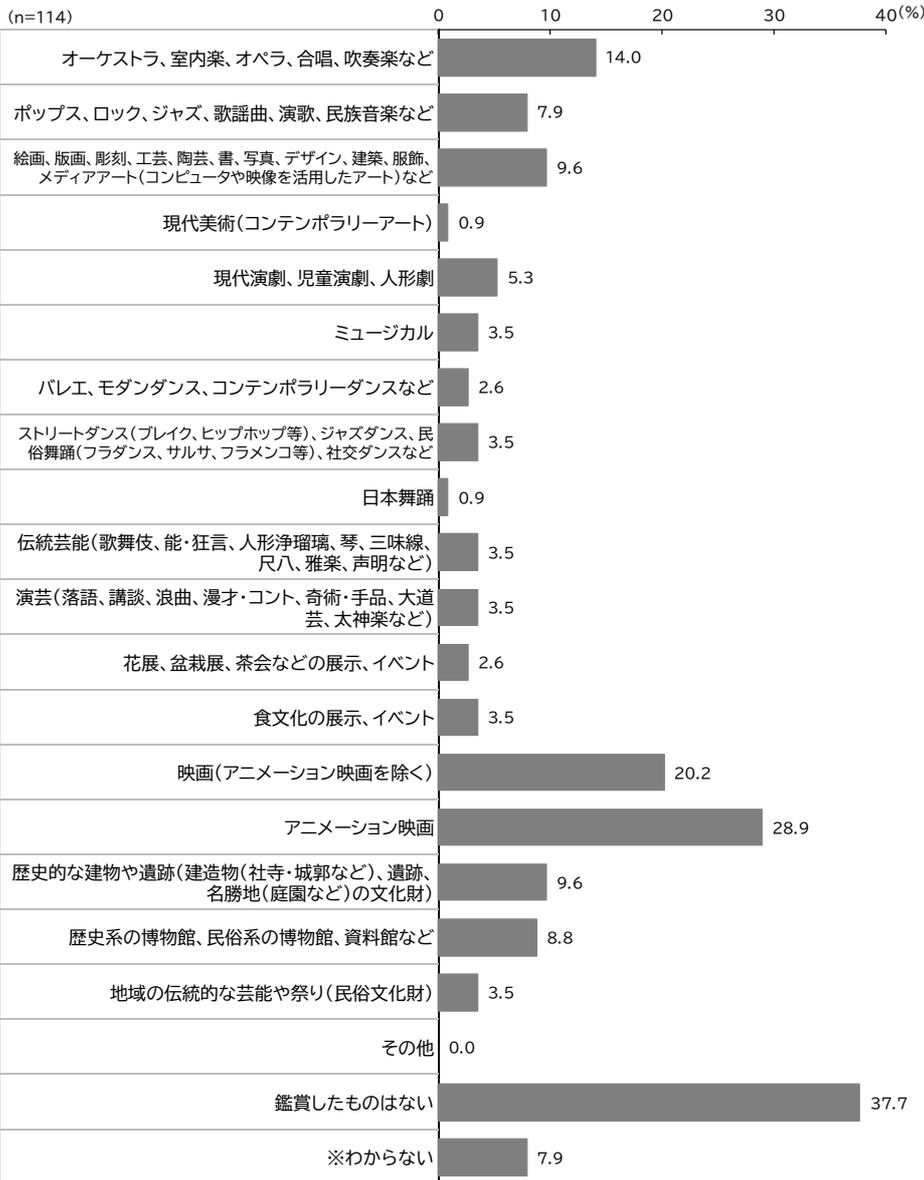


	n	近くに団体やサークルがない	近所で興味のある活動が行われていない	体験会など気軽に参加できる仕組みがない	時間が合わない、行ける時間に行われていない	情報が入手できない、情報の入手方法がわからない	一緒に活動する仲間がない	団体の運営・人間関係などが煩わしい	創作したり出演することに苦手意識がある	関心がない
全体	520	4.2	7.5	3.7	10.2	5.4	5.6	4.6	5.2	23.8
18～20代	12	8.3	0.0	8.3	16.7	0.0	0.0	8.3	8.3	16.7
30代	45	8.9	6.7	0.0	8.9	6.7	8.9	2.2	2.2	24.4
40代	110	2.7	5.5	5.5	13.6	7.3	4.5	7.3	5.5	22.7
50代	169	3.6	5.9	2.4	10.1	5.3	5.3	1.8	4.7	26.6
60代	121	5.0	9.9	5.0	9.9	4.1	5.8	6.6	5.8	24.0
70代以上	63	3.2	12.7	3.2	4.8	4.8	6.3	4.8	6.3	19.0
	n	活動に費用がかかる	活動にあつた施設や場所がない	育児・介護などで時間が取れない	仕事・学業などで時間が取れない	健康上の理由から	施設や交通機関などのバリアフリーが整っていない	新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が中止または休止になった	その他	特にない・わからない
全体	520	8.5	1.2	4.6	10.2	4.8	0.2	1.3	0.2	41.9
18～20代	12	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	58.3
30代	45	8.9	2.2	13.3	6.7	2.2	0.0	0.0	0.0	37.8
40代	110	10.0	0.0	10.0	14.5	0.9	0.0	0.9	0.0	41.8
50代	169	8.3	1.2	2.4	12.4	4.1	0.0	0.6	0.0	42.0
60代	121	7.4	1.7	0.0	9.9	5.8	0.8	2.5	0.0	45.5
70代以上	63	6.3	1.6	4.8	1.6	14.3	0.0	3.2	1.6	34.9

Q5 同居している未就学児～高校生のお子さんの中で「最も下の年齢のお子さん」は、この1年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館などで文化芸術を直接鑑賞(テレビ、ラジオ、CD・DVD、オンライン配信等での視聴を除く鑑賞)をしたことはありますか。(MA)

全体では「鑑賞したものはない」が37.7%となっている。鑑賞したものの中では「アニメーション映画」が28.9%と最も多くなっている。

年齢別でみると、回答数は少ないもの、年齢が上がるごとに「鑑賞したものはない」の割合が下がっている。



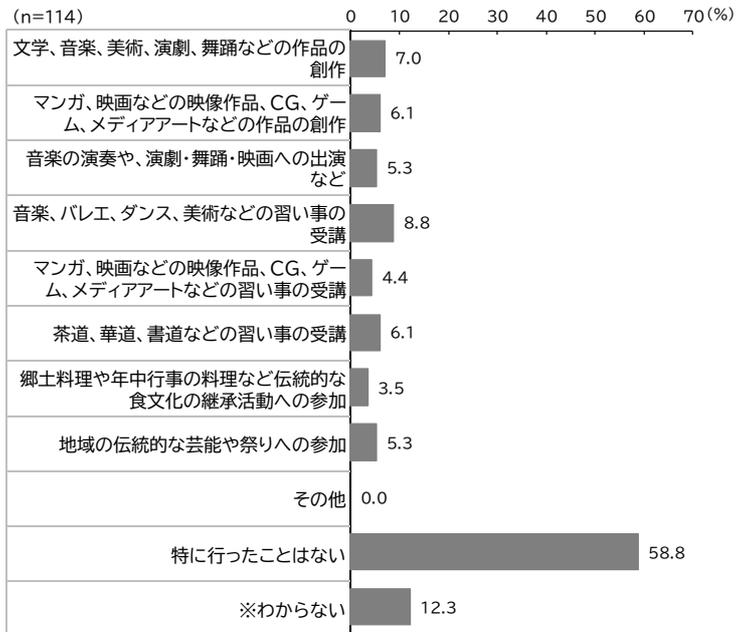
	n	オーケストラ、室内楽、オペラ、合唱、吹奏楽など	ポップス、ロック、ジャズ、歌謡曲、民族音楽など	絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真、デザイン、建築、服飾、メディアアート(コンピュータや映像を活用したアート)など	現代美術	現代演劇、児童演劇、人形劇	ミュージカル	バレエ、モダンダンス、コンテンポラリーダンスなど	ストリートダンス、ジャズダンス、民俗舞踊、社交ダンスなど	日本舞踊	伝統芸能	演芸
全体	114	14.0	7.9	9.6	0.9	5.3	3.5	2.6	3.5	0.9	3.5	3.5
18~20代	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30代	27	7.4	7.4	3.7	0.0	3.7	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
40代	48	18.8	6.3	14.6	2.1	6.3	4.2	2.1	4.2	2.1	6.3	4.2
50代	33	15.2	6.1	6.1	0.0	3.0	3.0	3.0	3.0	0.0	3.0	3.0
60代	5	0.0	40.0	20.0	0.0	20.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0
70代以上	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

	n	花展、盆栽展、茶会などの展示、イベント	食文化の展示、イベント	映画	アニメーション映画	歴史的な建物や遺跡	歴史系の博物館、民俗系の博物館、資料館など	地域の伝統的な芸能や祭り	その他	鑑賞したものはない	わからない
全体	114	2.6	3.5	20.2	28.9	9.6	8.8	3.5	0.0	37.7	7.9
18~20代	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
30代	27	0.0	0.0	7.4	33.3	0.0	0.0	3.7	0.0	48.1	0.0
40代	48	6.3	6.3	22.9	25.0	14.6	12.5	2.1	0.0	39.6	6.3
50代	33	0.0	0.0	24.2	30.3	12.1	12.1	3.0	0.0	27.3	12.1
60代	5	0.0	20.0	40.0	40.0	0.0	0.0	20.0	0.0	20.0	40.0
70代以上	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q6 同居している未就学児～高校生のお子さんの中で「最も下の年齢のお子さん」は、学校以外で、この1年間に、この中にあるような文化芸術に関わる活動をしたことはありますか。(MA)

全体では「特に行ったことはない」が58.8%となっている。

年齢別でみると、回答数は少ないもの、年齢が上がるごとに「特に行ったものはない」の割合が下がっている。

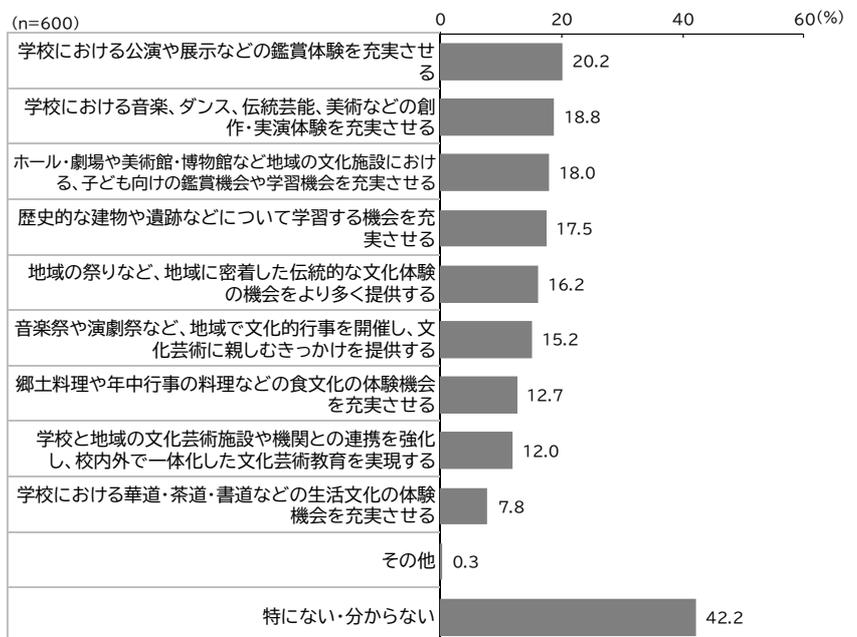


	n	文学、音楽、美術、舞踊などの作品の創作	マンガ、映画などの映像作品、CG、ゲームなどの作品の創作	音楽の演奏や、演劇・舞踊・映画への出演など	音楽、バレエ、ダンス、美術などの習い事の受講	マンガ、映画などの映像作品、CG、ゲーム、メディアアートなどの習い事の受講	茶道、華道、書道などの習い事の受講	郷土料理や年中行事の料理など伝統的な食文化の継承活動への参加	地域の伝統的な芸能や祭りへの参加	その他	特に行ったことはない	わからない
全体	114	7.0	6.1	5.3	8.8	4.4	6.1	3.5	5.3	0.0	58.8	12.3
18～20代	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
30代	27	3.7	7.4	3.7	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	74.1	7.4
40代	48	8.3	4.2	4.2	10.4	6.3	8.3	2.1	6.3	0.0	56.3	8.3
50代	33	6.1	6.1	9.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	0.0	51.5	21.2
60代	5	20.0	20.0	0.0	40.0	0.0	20.0	20.0	20.0	0.0	40.0	20.0
70代以上	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q7 子どもの文化芸術体験について、何が重要だと思いますか。(MA)

全体では「特にない・分からない」が42.2%となっている。重要だと思うものの中では「学校における公演や展示などの鑑賞体験を充実させる」が20.2%となっている。

年齢別でみると、18～20代で「学校における音楽、ダンス、伝統芸能、美術などの創作・実演体験を充実させる」が31.3%、「学校における華道・茶道・書道などの生活文化の体験機会を充実させる」が25.0%と全体より多くなっている。

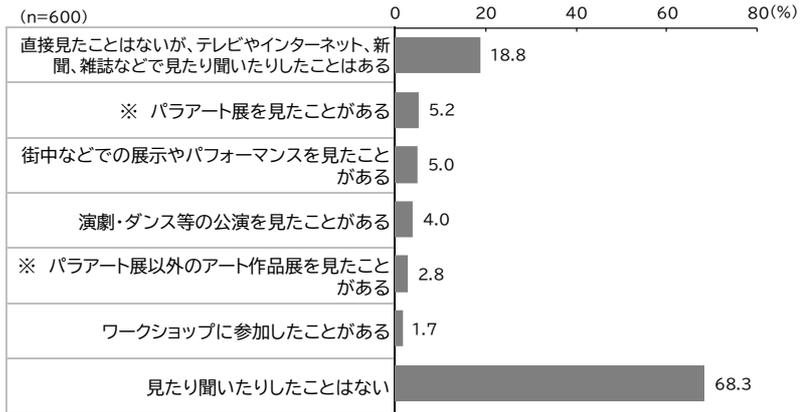


	n	学校における公演や展示などの鑑賞体験を充実させる	学校における音楽・ダンス、伝統芸能の創作・実演体験を充実させる	学校における華道・茶道・書道などの生活文化の体験機会を充実させる	郷土料理や年中行事の料理などの食文化の体験機会を充実させる	歴史的な建物や遺跡などについて学習する機会を充実させる	携来品や地域の文化芸術施設や機関との連携強化を図る	ホール・劇場や美術館・博物館など、子ども向けに鑑賞機会を充実させる	音楽祭や演劇祭など、地域で文化的行事を開催する	地域の祭りなど、地域に密着した伝統的な文化体験の機会をより多く提供する	その他	特になし・わからない
全 体	600	20.2	18.8	7.8	12.7	17.5	12.0	18.0	15.2	16.2	0.3	42.2
18~20代	16	25.0	31.3	25.0	18.8	18.8	6.3	6.3	6.3	0.0	0.0	43.8
30代	58	19.0	17.2	5.2	12.1	15.5	12.1	25.9	19.0	12.1	0.0	41.4
40代	132	19.7	22.0	6.1	15.9	22.7	9.8	17.4	13.6	21.2	0.0	39.4
50代	190	24.2	16.3	7.4	12.1	14.2	13.7	15.8	16.8	18.4	0.0	42.1
60代	136	18.4	17.6	10.3	9.6	17.6	14.0	16.9	10.3	14.7	1.5	44.1
70代以上	68	13.2	20.6	5.9	13.2	17.6	8.8	23.5	22.1	10.3	0.0	44.1

Q8 障害のある方のアート作品(絵画・造形等)や演劇, ダンスなどの芸術活動について, これまでに鑑賞や参加などしたことはありますか。(MA)

全体では「見たり聞いたりしたことはない」が68.3%となっている。鑑賞したものの中では「直接見たことはないが、テレビやインターネット, 新聞, 雑誌などで見たり聞いたりしたことはある」が18.8%となっている。

年齢別で見ると, 70代以上で「直接見たことはないが、テレビやインターネット, 新聞, 雑誌などで見たり聞いたりしたことはある」が30.9%と全体より12.1ポイント多くなっている。

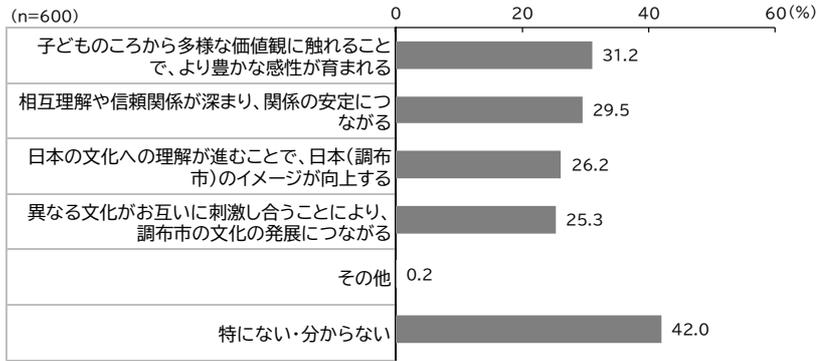


	n	パラアート展を見たことがある	パラアート展以外のアート作品展を見たことがある	演劇・ダンス等の公演を見たことがある	ワークショップに参加したことがある	街中などでの展示やパフォーマンスを見たことがある	直接見たことはないが、テレビやインターネット、新聞、雑誌などで見たり聞いたりしたことはある	見たり聞いたりしたことはない	障害者による文化芸術活動の鑑賞
全 体	600	5.2	2.8	4.0	1.7	5.0	18.8	68.3	31.7
18~20代	16	6.3	6.3	12.5	0.0	6.3	17.2	68.8	31.2
30代	58	3.4	1.7	3.4	3.4	10.3	17.2	69.0	31.0
40代	132	4.5	1.5	5.3	0.8	3.8	18.2	68.2	31.8
50代	190	4.7	3.7	2.1	2.6	5.8	16.3	72.1	27.9
60代	136	6.6	2.9	5.9	0.7	2.9	19.1	67.6	32.4
70代以上	68	5.9	2.9	1.5	1.5	5.9	30.9	58.8	41.2

Q9 あなたは、外国人との交流を進めることに、どのような意義があると思いますか。(MA)

全体では「特にない・分からない」が42.0%となっている。意義があると思うものの中では「子どものころから多様な価値観に触れることで、より豊かな感性が育まれる」が31.2%と最も多くなっている。

年齢別でみると、70代以上で「相互理解や信頼関係が深まり、関係の安定につながる」が39.7%と全体より10.2ポイント多くなっている。

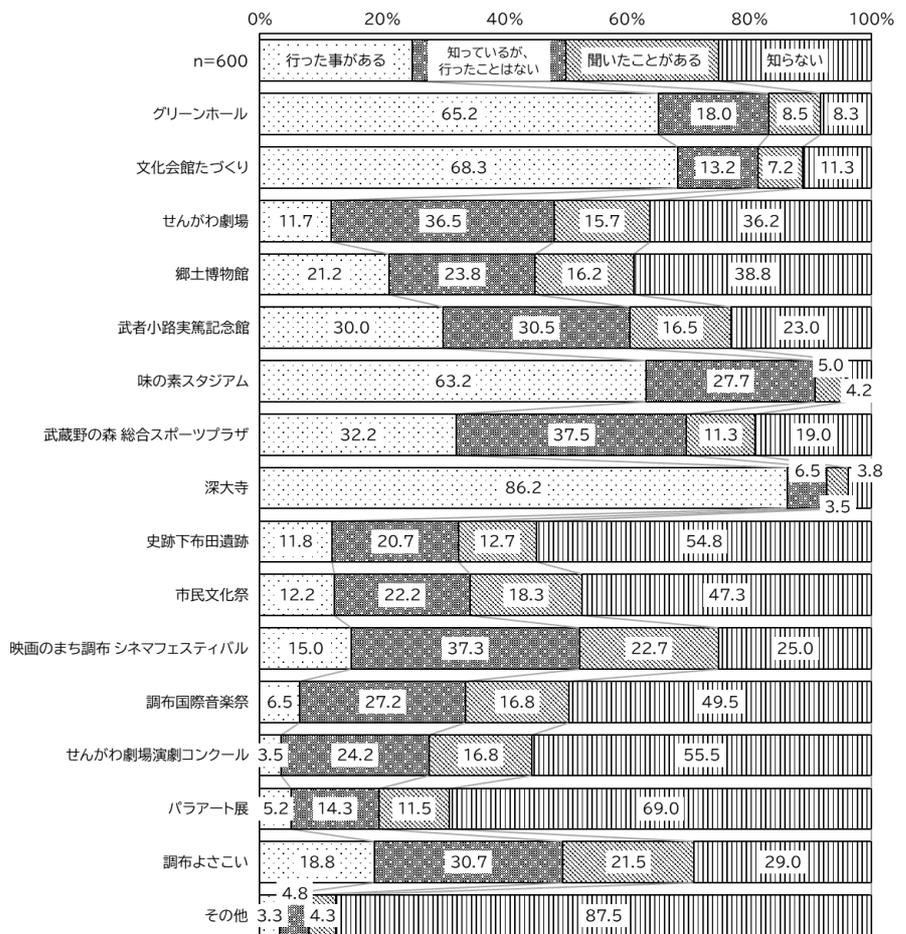


	n	子どものころから多様な価値観に触れることで、より豊かな感性が育まれる	相互理解や信頼関係が深まり、関係の安定につながる	日本の文化への理解が進むことで、日本(調布市)のイメージが向上する	異なる文化がお互いに刺激し合うことにより、調布市の文化の発展につながる	その他	特にない・わからない
全 体	600	26.2	29.5	26.2	25.3	0.2	42.0
18~20代	16	25.0	12.5	12.5	18.8	0.0	56.3
30代	58	25.9	22.4	25.9	31.0	1.7	41.4
40代	132	25.8	28.0	25.8	32.6	0.0	41.7
50代	190	23.7	31.1	23.7	27.4	0.0	42.6
60代	136	27.9	28.7	25.0	32.4	0.0	41.9
70代以上	68	30.9	39.7	27.9	39.7	0.0	38.2

Q10 市内の文化施設や文化財、イベント等について知っていますか。(SA)

「行った事がある」ものの中では、深大寺が86.2%で最も多くなっている。

年齢別でみると、年齢が低いほど認知度が下がり、18~20代では9つの項目で全体より低くなっている。



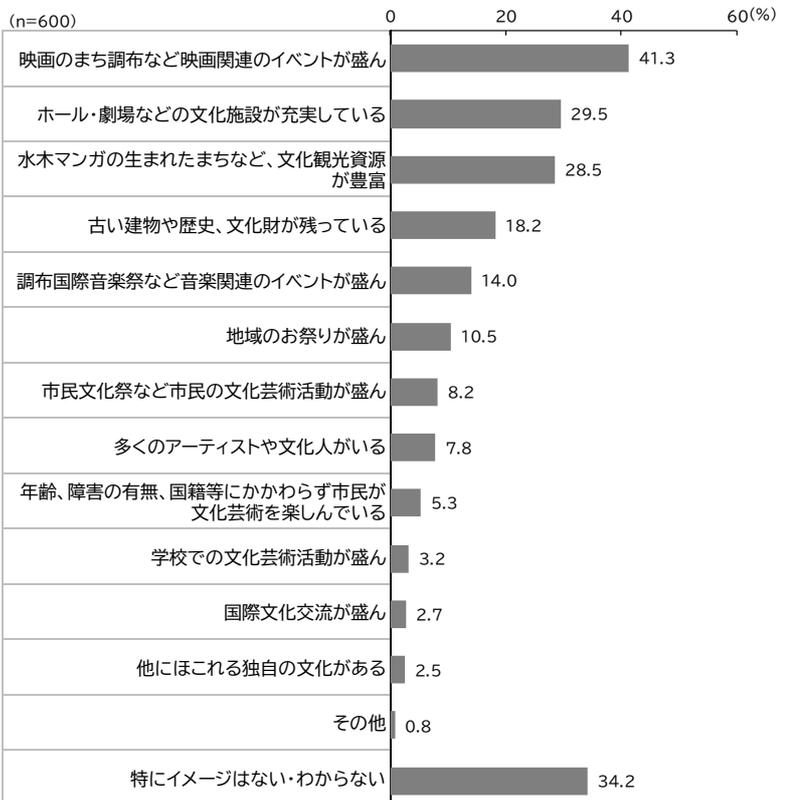
	n	グリーンホール	文化会館たづくり	せんがわ劇場	郷土博物館	武者小路実篤記念館	味の素スタジアム	総合スポーツプラザ	武蔵野の森	深大寺
全 体	600	65.2	68.3	11.7	21.2	30.0	63.2	32.2	86.2	
18～20代	16	43.8	31.3	0.0	12.5	6.3	25.0	12.5	43.8	
30代	58	55.2	51.7	12.1	13.8	17.2	53.4	31.0	77.6	
40代	132	59.8	59.8	10.6	16.7	25.8	60.6	32.6	82.6	
50代	190	66.8	71.1	10.0	22.1	27.9	68.9	31.6	89.5	
60代	136	65.4	75.7	14.0	20.6	41.2	66.2	35.3	89.7	
70代以上	68	83.8	85.3	16.2	36.8	38.2	63.2	32.4	94.1	

	n	史跡下布田遺跡	市民文化祭	シネマフエス調布イバル	調布国際音楽祭	せんがわ劇場 演劇コンクール	パラアート展	調布よさこい	その他
全 体	600	11.8	12.2	15.0	6.5	3.5	5.2	18.8	3.3
18～20代	16	12.5	0.0	6.3	6.3	6.3	0.0	6.3	6.3
30代	58	8.6	8.6	17.2	6.9	6.9	5.2	15.5	3.4
40代	132	9.8	10.6	17.4	8.3	5.3	6.1	22.0	3.8
50代	190	11.1	8.9	12.6	6.3	1.6	4.2	16.8	4.2
60代	136	14.7	15.4	13.2	2.9	2.9	5.1	16.2	0.7
70代以上	68	14.7	23.5	20.6	10.3	2.9	5.9	30.9	4.4

Q11 市内の文化環境について、どのようなイメージをもっていますか。(MA)

全体では「映画のまち調布など映画関連のイベントが盛ん」が41.3%と最も多くなっている。

年齢別でみると、70代以上で「ホール・劇場などの文化施設が充実している」と「映画のまち調布など映画関連のイベントが盛ん」がともに50%を超え、全体より多くなっている。

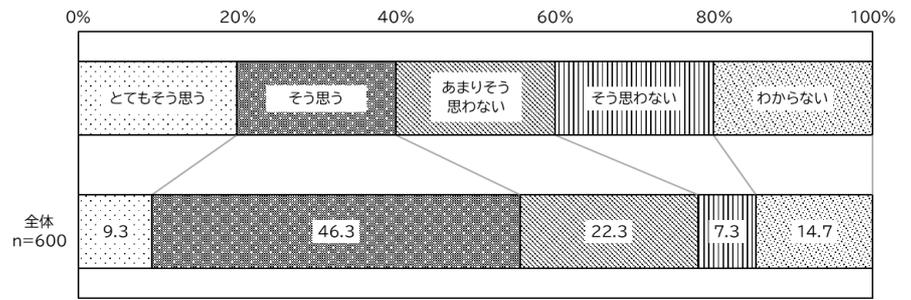


	n	施設が充実している	映画のまち調布など映画関連のイベントが盛ん	調布国際音楽祭など音楽関連のイベントが盛ん	地域のお祭りが盛ん	古残つて物や歴史、文化財	多くのアーティストや文化人がいる	年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず市民が文化芸術を楽しんでいる	市民文化祭など市民の文化芸術活動が盛ん	国際文化交流が盛ん	盛んな学校での文化芸術活動	水木マンガの文化観光資源が豊富	他にほこれる独自の文化がある	その他	特にイメージはない・わからない
全 体	600	29.5	41.3	14.0	10.5	18.2	7.8	5.3	8.2	2.7	3.2	28.5	2.5	0.8	34.2
18～20代	16	12.5	37.5	6.3	18.8	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	43.8
30代	58	25.9	31.0	10.3	5.2	5.2	8.6	8.6	12.1	6.9	5.2	15.5	1.7	0.0	39.7
40代	132	22.7	35.6	12.1	14.4	15.9	4.5	5.3	7.6	3.8	4.5	28.0	3.0	0.8	34.8
50代	190	27.4	42.1	12.6	8.9	21.1	8.4	2.6	6.8	0.5	1.6	26.8	1.1	1.1	35.8
60代	136	28.7	44.1	12.5	8.1	19.1	6.6	2.9	5.9	1.5	2.2	35.3	2.9	0.7	34.6
70代以上	68	57.4	54.4	29.4	14.7	27.9	14.7	16.2	16.2	5.9	4.4	38.2	5.9	1.5	20.6

Q12 文化芸術や文化的な地域の雰囲気、調布市の魅力のひとつだと思いますか。(調布市は文化的なまちだと思いますか。)(SA)

『思う』(「とてもそう思う」と「そう思う」の合計)は55.6%となっている。

年齢別でみると、『思う』は18～20代で43.8%と全体より11.8ポイント少なく、70代以上で67.7%と全体より12.1ポイント多くなっている。

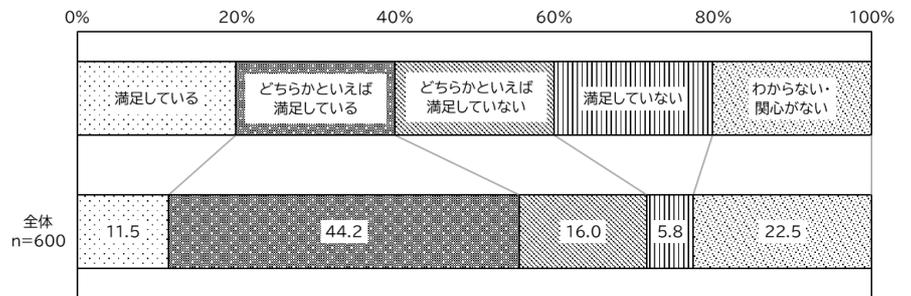


	n	とてもそう思う	そう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	思う計	思わない計
全体	600	9.3	46.3	22.3	7.3	14.7	55.6	29.6
18～20代	16	12.5	31.3	31.3	0.0	25.0	43.8	31.3
30代	58	6.9	46.6	24.1	6.9	15.5	53.5	31.0
40代	132	9.8	43.2	22.7	8.3	15.9	53.0	31.0
50代	190	11.6	46.3	21.6	4.7	15.8	57.9	26.3
60代	136	5.1	46.3	22.8	11.8	14.0	51.4	34.6
70代以上	68	11.8	55.9	19.1	5.9	7.4	67.7	25.0

Q13 あなたは、市内の文化的な環境に満足していますか。(SA)

『満足度』(「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計)は55.7%となっている。

年齢別でみると、『満足度』と『府満足度』ともに大きな差は見られない。

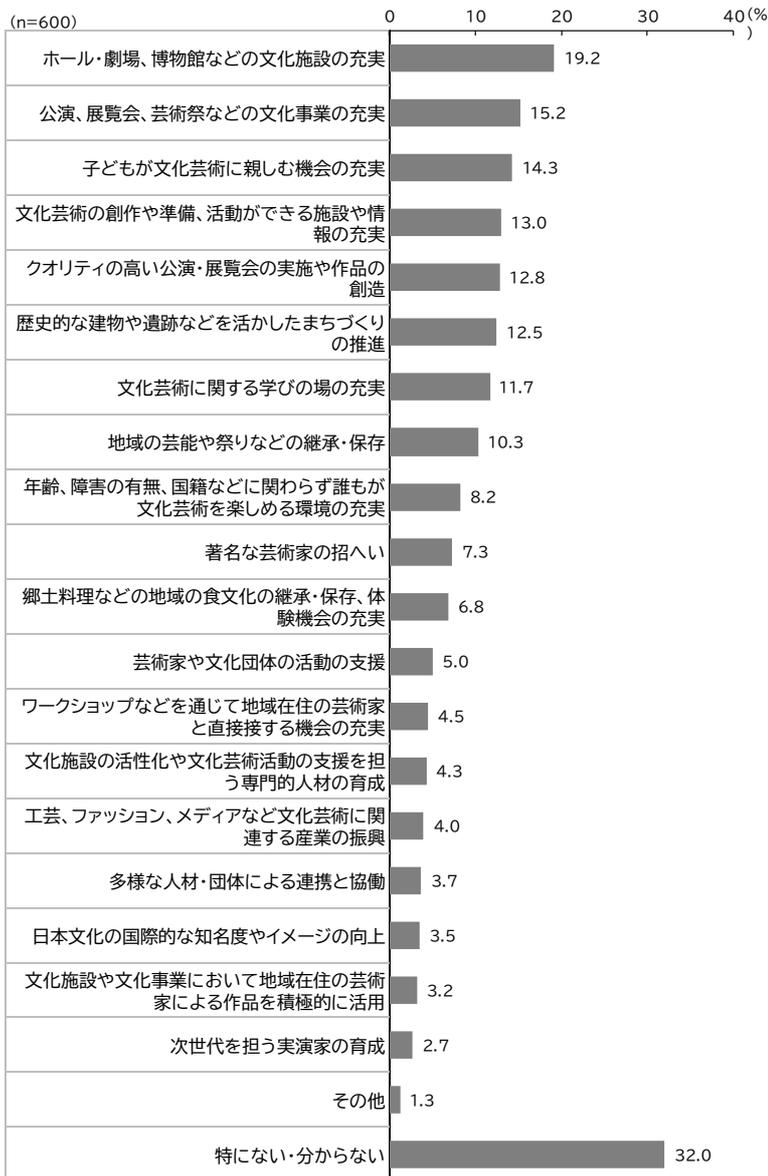


	n	満足している	どちらかといえば満足している	どちらかといえば満足していない	満足していない	わからない・関心がない	満足度	不満足度
全体	600	11.5	44.2	16.0	5.8	22.5	55.7	21.8
18～20代	16	6.3	43.8	18.8	6.3	25.0	50.1	25.1
30代	58	13.8	37.9	17.2	6.9	24.1	51.7	24.1
40代	132	15.2	45.5	12.9	3.0	23.5	60.7	15.9
50代	190	9.5	43.7	16.8	5.3	24.7	53.2	22.1
60代	136	7.4	45.6	16.2	8.1	22.8	53.0	24.3
70代以上	68	17.6	45.6	17.6	7.4	11.8	63.2	25.0

Q14 市内の文化的な環境を今より充実させるために、何が重要だと思いますか。(MA)

全体では、「特にない・分からない」が32.0%となっている。重要だと思えるものの中では「ホール・劇場、博物館などの文化施設の充実」が19.2%となっている。

年齢別で見ると、18～20代で「文化芸術に関する学びの場の充実」が25.0%、「ワークショップなどを通じて地域在住の芸術家と直接接する機会の充実」が18.8%と全体より多くなっている。



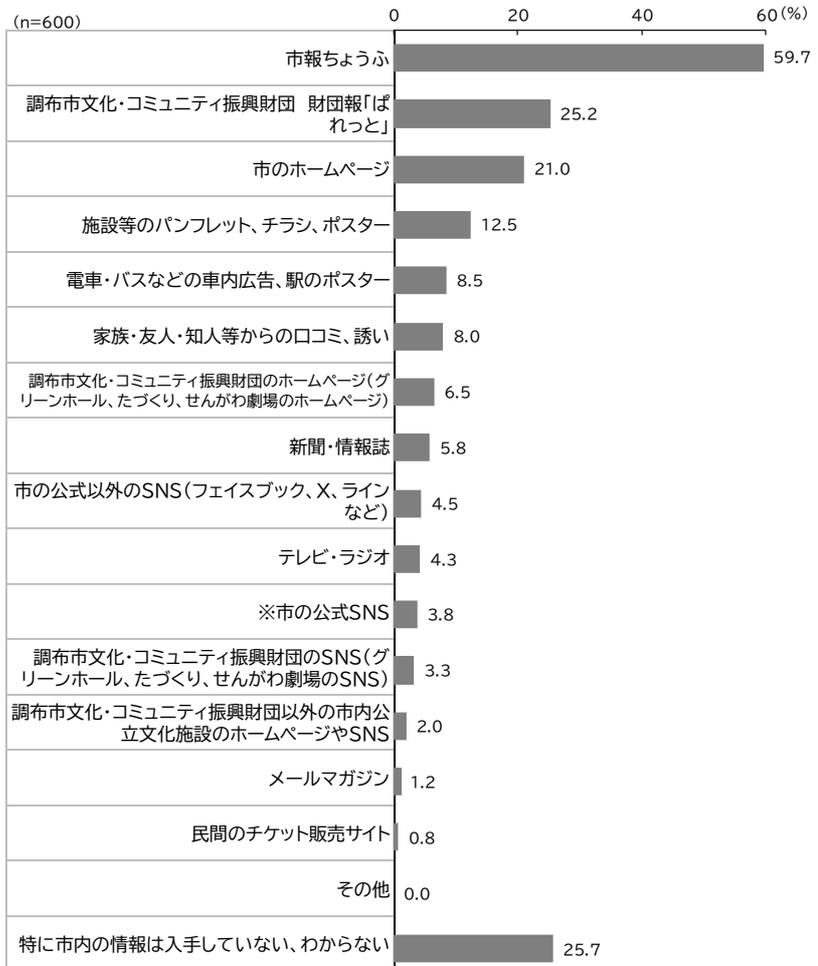
	n	の文化施設の充実	文化芸術の創作や準備、活動	公演、展覧会、芸術祭など	文化芸術に関する学びの場の充実	年齢、障害の有無、国籍などに関わらず誰もが文化芸術を楽しめる環境の充実	芸術家や文化団体の活動の支援	著名な芸術家の招へい	クオリティの高い公演・展覧会の実施や作品の創造	地域の芸能や祭りなどの継承・保存	郷土料理などの地域の食文化の継承・保存、体験機会の充実	歴史的な建物や遺跡などを活かしたまちづくりの推進
全体	600	19.2	13.0	15.2	11.7	8.2	5.0	7.3	12.8	10.3	6.8	12.5
18～20代	16	25.0	18.8	12.5	25.0	0.0	6.3	0.0	12.5	0.0	12.5	0.0
30代	58	17.2	10.3	12.1	12.1	3.4	3.4	12.1	12.1	6.9	3.4	8.6
40代	132	13.6	9.8	12.1	12.9	9.1	0.8	5.3	12.1	10.6	9.1	12.9
50代	190	21.6	12.1	14.7	11.1	7.9	6.3	8.4	13.2	12.6	4.7	13.2
60代	136	17.6	15.4	16.2	11.0	8.8	5.1	6.6	11.8	8.8	9.6	11.0
70代以上	68	26.5	17.6	23.5	8.8	11.8	10.3	7.4	16.2	11.8	4.4	19.1

	n	ワークショップなどを通じて地域在住の芸術家と直接接する機会の充実	文化施設の活性化や文化芸術活動の支援を担う専門的人材の育成	工芸、ファッション、メディアなど文化芸術に関連する産業の振興	日本文化の国際的な知名度やイメージの向上	芸術家や文化団体の活動の支援	多様な人材・団体による連携と協働	その他	特にない・わからない		
全体	600	3.2	2.7	4.5	14.3	4.0	3.5	4.3	3.7	1.3	32.0
18～20代	16	6.3	0.0	18.8	12.5	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	31.3
30代	58	8.6	1.7	3.4	24.1	5.2	3.4	3.4	1.7	1.7	34.5
40代	132	3.0	4.5	5.3	19.7	3.8	2.3	3.8	4.5	0.0	34.8
50代	190	2.1	3.2	3.7	10.0	4.7	3.7	3.7	2.6	2.1	31.1
60代	136	1.5	0.0	5.9	11.8	3.7	5.1	5.9	4.4	1.5	33.8
70代以上	68	4.4	4.4	0.0	13.2	1.5	2.9	5.9	5.9	1.5	23.5

Q15 市内の文化芸術に関する情報をどのような手段で手に入れていますか。主なものを選んでください。(MA)

全体では74.3%が情報を入手しており、その手段では「市報ちょうふ」が59.7%と最も多くなっている。

年齢別でみると、年齢が下がるごとに「特に市内の情報は入手していない、わからない」の割合が上がっており、18～20代で50.0%と全体より多くなっている。



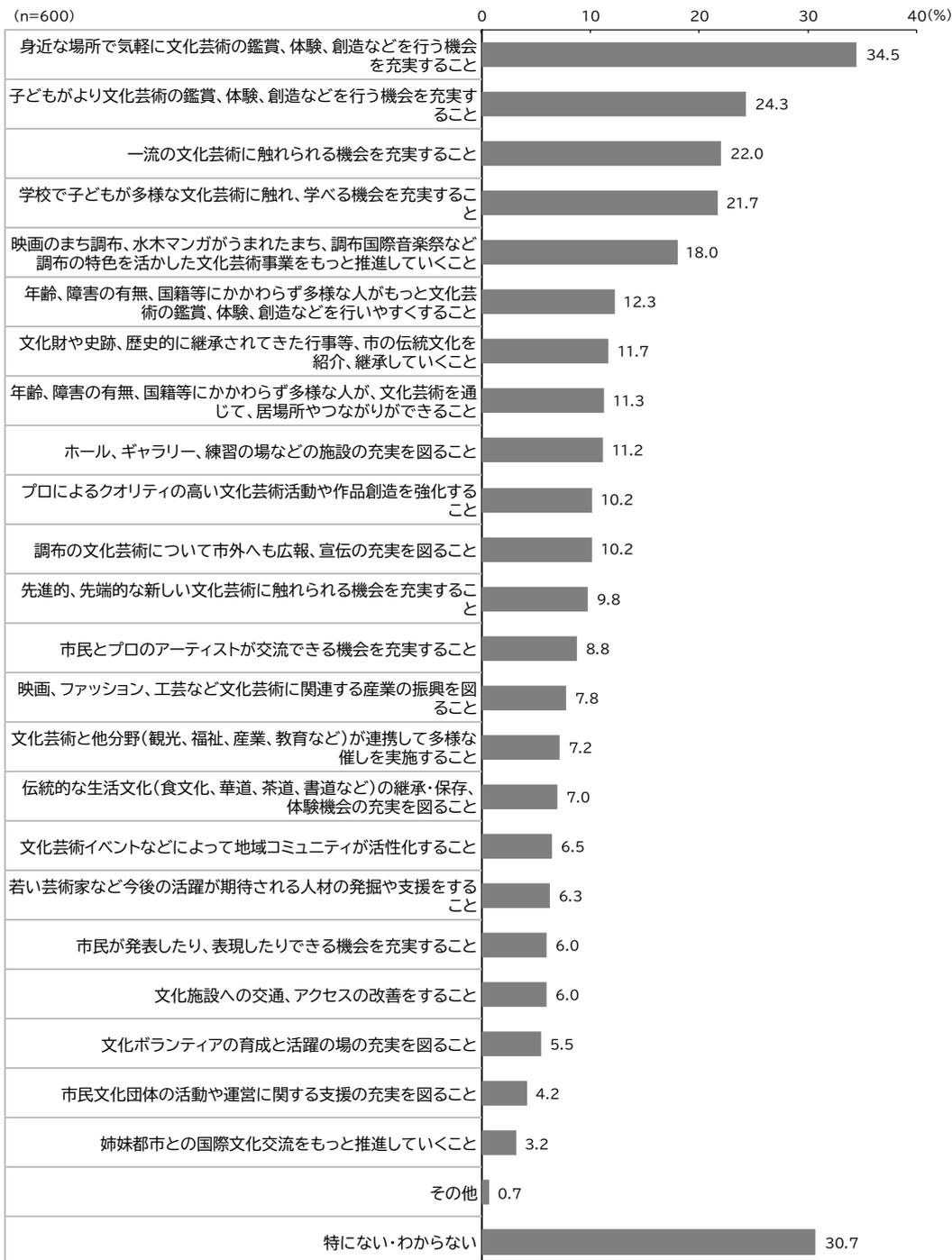
※SNSとは、フェイスブック、X、インスタグラム、YouTube、TikTokなど

	n	市報ちょうふ	市のホームページ	市の公式SNS※	調布市文化・コミュニティ振興財団 財団報「ばれつと」	調布市文化・コミュニティ振興財団のホームページ(グリーンホール、たづくり、せんがわ劇場のホームページ)	調布市文化・コミュニティ振興財団のSNS(グリーンホール、たづくり、せんがわ劇場のSNS)	調布市文化・コミュニティ振興財団以外の市内公立文化施設のホームページやSNS	メールマガジン	民間のチケット販売サイト	市の公式以外のSNS	電車・バスなどの車内広告、駅のポスター	家族・友人・知人等からの口コミ、誘い	その他	特に市内の情報は入手していない、わからない	新聞・情報誌	施設等のパンフレット、チラシ、ポスター	左記2つの選択肢以外の市内公立文化施設のホームページやSNS
全体	600	59.7	21.0	3.8	25.2	6.5	3.3	2.0	1.2	0.8	4.5	8.5	8.0	0.0	25.7	5.8	12.5	2.0
18～20代	16	25.0	6.3	0.0	6.3	25.0	6.3	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
30代	58	43.1	13.8	8.6	13.8	8.6	6.9	5.2	0.0	0.0	6.1	5.2	5.2	0.0	36.2	0.0	10.3	0.0
40代	132	50.0	14.4	3.8	24.2	9.8	4.5	0.8	0.0	0.8	6.1	12.9	7.6	0.0	28.0	0.0	9.8	0.0
50代	190	63.7	21.1	3.2	24.7	2.6	2.6	1.6	0.0	1.1	6.3	9.5	10.5	0.0	22.1	0.0	14.7	0.0
60代	136	63.2	28.7	3.7	27.2	6.6	2.9	2.9	0.0	0.7	2.9	7.4	6.6	0.0	26.5	0.0	12.5	0.0
70代以上	68	82.4	27.9	2.9	38.2	4.4	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	4.4	8.8	0.0	14.7	0.0	16.2	0.0

Q16 市の文化施策として、どのような内容を重視することが良いと思いますか。(MA)

全体では、「身近な場所で気軽に文化芸術の鑑賞、体験、創造などを行う機会を充実すること」が34.5%と最も多くなっている。

年齢別でみると、70代以上で「身近な場所で気軽に文化芸術の鑑賞、体験、創造などを行う機会を充実すること」が50.0%と全体より15.5ポイント多くなっている。



	n																
全 体	600	34.5	22.0	9.8	24.3	21.7	12.3	11.3	6.0	10.2	8.8	4.2	5.5	10.2			
18~20代	16	18.8	0.0	12.5	12.5	18.8	0.0	6.3	0.0	12.5	0.0	6.3	6.3	12.5			
30代	58	25.9	15.5	5.2	31.0	17.2	12.1	6.9	8.6	10.3	15.5	1.7	5.2	6.9			
40代	132	25.8	18.9	12.1	25.8	23.5	10.6	8.3	5.3	3.8	9.1	3.0	2.3	12.1			
50代	190	37.9	18.9	7.9	21.1	20.5	12.6	11.1	6.3	10.5	8.4	3.2	5.8	7.4			
60代	136	36.0	27.9	8.1	22.8	22.8	14.7	10.3	5.9	13.2	5.9	5.9	3.7	13.2			
70代以上	68	50.0	35.3	17.6	30.9	23.5	13.2	25.0	5.9	14.7	11.8	7.4	14.7	10.3			
	n																
全 体	600	11.7	7.0	18.0	6.3	11.2	6.0	3.2	7.2	6.5	3.2	0.7	30.7				
18~20代	16	12.5	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5				
30代	58	6.9	12.1	17.2	12.1	10.3	5.2	3.4	1.7	3.4	3.4	1.7	36.2				
40代	132	12.1	9.8	19.7	6.8	9.1	7.6	4.5	5.3	7.6	4.5	0.0	29.5				
50代	190	12.6	4.7	20.0	5.8	9.5	7.4	3.2	6.3	6.8	3.2	0.5	30.0				
60代	136	14.7	8.1	20.6	3.7	14.7	2.9	2.2	13.2	8.8	2.2	0.7	33.1				
70代以上	68	5.9	2.9	8.8	7.4	16.2	7.4	2.9	7.4	2.9	2.9	1.5	23.5				

4. 市内文化団体等ヒアリング調査

調査概要

■調査の目的

市内で文化的な事業などの取組を行っている様々な分野の団体について現状を把握し、令和6年3月策定予定の「(仮称)調布市文化芸術推進ビジョン」策定のための基礎資料とすることを目的に実施

■調査の対象

調布市内で文化的な事業などの取組を行っている団体・企業

■調査の期間

令和6年8月22日～11月●日

■調査の手法

電話またはメールにて依頼し、対面またはオンラインでヒアリングを実施

ヒアリング対象

【文化団体】

①NPO 法人調布市民オペラ振興会

1991年にオペラを上演する任意団体として発足。2003年にNPO法人の認可を受ける。

市民オペラの企画・公演を中心に、ガラコンサートの公演や調布市近郊の音楽行事、イベントへ参加している。

現在は正会員50名程度で活動し、オペラ上演の際はプロの音楽家や、近隣の都県からも多数参加している。



②調布市文化協会

文化芸術の発信と振興を通し、加盟団体の発展と相互の連絡・調整を図り、市民の心の豊かさの向上を目的として発足。

多様な文化芸術の20団体が加盟し、会員数は約2,000名。

調布市民文化祭の企画・運営、実技講座、研修交流、姉妹都市交流、文化協会広報誌の発行など、活動は多岐に渡る。



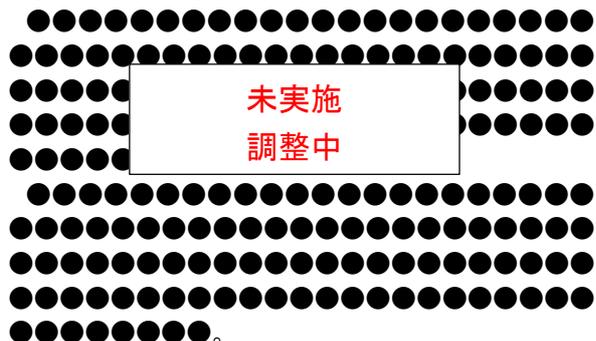
③近藤勇と新選組の会

近藤勇の生誕の地である調布市（上石原）をもっと沢山の方々に知ってもらいたいと『近藤勇と新選組の会』を立ち上げた。

日本で唯一の近藤勇座像は、当会の募った会員、市民、檀家、ファンの皆様からの寄付金のみで作成し、西光寺に建立した。以後毎年近藤勇生誕祭を開催し、近年は地元の近藤勇生誕地まつり実行委員会と共催している。



④調布市郷土芸能祭ばやし保存会



【映画・映像業界の有識者】

⑤映画のまち調布 シネマフェスティバル2025実行委員会

毎年2月に開催される「映画のまち調布 シネマフェスティバル」の企画に当たり、市内映画・映像関連企業及び専門家の意見、「映画のまち調布」ならではの事業を実施することを目的に設置される。

調布シネマフェスティバルは主に市民による投票でノミネートされた作品の中から、全国的にも珍しい技術賞（撮影賞，照明賞，録音賞，美術賞，編集賞）を授与する「映画のまち調布賞」等を実施している。



【子ども・青少年】

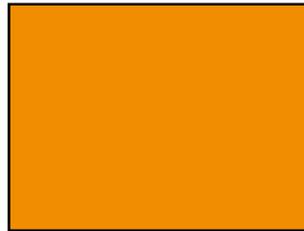
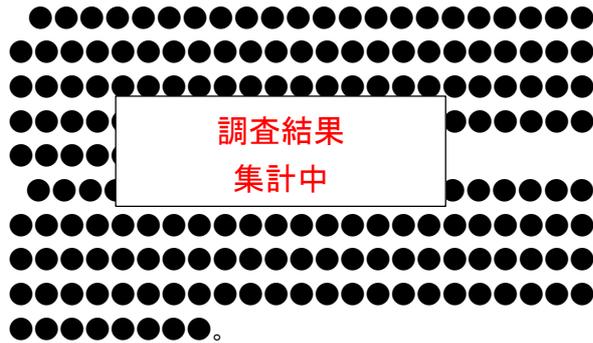
⑥NPO 法人ちようふ子どもネット

中・高校生世代が「安心安全」に過ごすことができる第三の居場所施設である「調布市青少年ステーション CAPS」を運営。

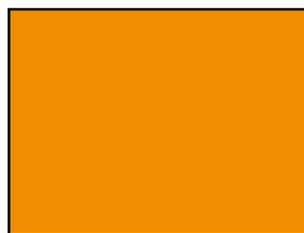
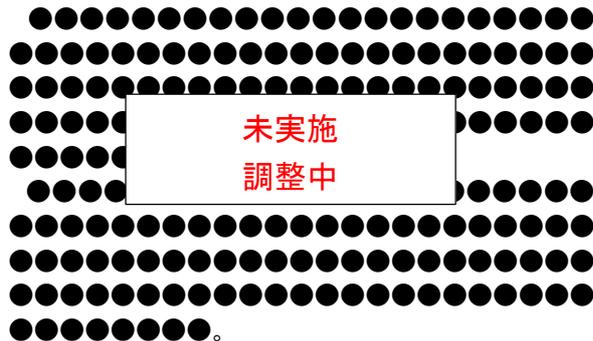
CAPS は2003年に調布市によって開設され、2007年より当法人に運営が委託された。他に調布市立緑ヶ丘児童館や調布市観光案内所「ぬくもりステーション」の運営や地域活動も行っている。



⑦調布市立第六中学校



⑧桐朋学園大学



【福祉作業所・特例子会社】

⑨社会福祉法人調布を耕す会 しごと場大好き

無認可作業所「しごと場大好き」を立ち上げるため1992年に発足。2003年には社会福祉法人の認定を受ける。現在はしごと場大好き国領、カフェ大好き、2つのグループホーム等を併せて運営している。

毎年地域交流の目的で餅つき会や大好き市などを開催する。また、発足以来、隔月の会報、年1回の年次レポートを1度も休まず発行している。調布市パラアート展参加団体。



⑩アフラック・ハートフル・サービス株式会社

アフラック生命保険株式会社の特定子会社として2009年に設立。社員数152名のうち、障がい者従業員120名。(2024年4月1日現在)

業務の1つとしてアート業務があり、社員が描いた作品が、アフラックのオフィス空間を彩っているほか、お客様向けメッセージカードにも添えられるなど、障がい者の活躍を広く社会に伝えている。調布市パラアート展参加団体。



【国際交流】

①国際交流センター(CIFA)

市民が担い手となり国際交流を進める場として1994年、国際交流協会が発足。令和6年4月1日より国際交流センターと名称を変更し、公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団が運営。日本語教室、国際理解や異文化理解のための講座・講演会、交流事業などを行う。CIFAでの活動は会員制で、会員数は日本人205人、外国人133人(2024年4月1日現在)。



調査結果まとめ

ヒアリングで各団体からいただいたご意見等を抜粋して以下にまとめました。

(1)活動状況

①会員数・利用者数等

- ・現在の会員数は多い時期の15%程度である。
- ・年間利用者は、コロナの影響で落ち込んだ。今はだいぶ戻ってきている。
- ・各団体の会員が不足しているため、アピールの機会になる実技講習の実施を希望する団体が増えている。実技講座の参加者は講座によっても異なる。子どもから高齢者、外国人もいる。
- ・加盟を外れる理由は、会員の高齢化に伴う会員減少が多い。夜間の会議参加や準備などに協力する時間と体力がなくなっていくのが理由。新しく加盟する団体は少ない。
- ・若者が入らないため、会員の平均年齢は上がっている。

②コロナ禍による影響

- ・コロナの際は2年間、主要事業は休止となっていた。
- ・ファン同士や講演の先生を含めた交流会は、現在もコロナの影響もあり未実施となっている。
- ・障害者アートの先生から指導方法を習っていたが、コロナにより中止となった。そのため、コロナ以降はスタッフのみで指導方法を模索しながら、指導を行っている。

③活動の変化

- ・以前は市内でパレードを実施していたが、現在は財政面から実施できていない。
- ・施設は高校の軽音部の生徒やダンス部の生徒、ストリートダンサーの利用が多く、中にはプロダンサーを目指す子たちもいたが、最近は個人練習でスキルアップのためというより、勉強の息抜きなどのレクリエーション目的での使用が多い。
- ・アニメ好きの利用者が増え、物作りより絵を描く子が多くなっている。高校の服飾科の生徒が衣装を作りに来ることもある。
- ・サブカルチャー系事業(アニメ、ゲームのコンテンツ、声優関連など)も、人気は限定的ではあるが、ずっと要望はある。大勢からの人気を得られるものではないが、カラオケなどにすると裾野を広げられるのではないかと考え、ボカロ縛りのカラオケ大会を実施してみた。

(2)子どもへの対応

①活動継続に向けて

- ・事業の一つでは、今年度から「子どもコーナー」を設置する。毎年秋の開催を恒例にするなどして、地元の子供達に活動をつないでいきたい。
- ・小学生から高校生を対象に、事業の一部に招待している。将来的に会員、団員になることや、来場者となることを期待している。そのため、教育委員会にも後援をお願いしている。
- ・子どもにはチケット代を割引価格で提供している。
- ・子ども向けのワークショップを実施し、作成した作品を事業内で発表している。

②ニーズへの対応

- ・今の中高生の興味に合わせて我々も新たに反映する必要があるが、また、情報や機材なども新しくしないといけないが、どれだけ事業の需要があるかは未知のところもある。興味関心を子どもたちからヒアリングしているが、学校で流行っているものが、当該施設で流行るものでもないのが難しい。
- ・講師等と呼ぶ際には、利用者からの希望があれば、それをもとに協議する。現在はニーズに応じていこうと動いているところである。ドラムの講座の需要が非常に高い

(3)障害者への対応

①支援のあり方

- ・身体的な障害のある利用者は少なく、軽度の知的障害の利用者は在籍している。障害のある利用者へのサポートは、必要であれば対応している。
- ・チケット代は割引価格で提供している。
- ・事前申告があれば、補助を含めて対応している。席までの案内は、ボランティアや受付を依頼している会社のスタッフが行う。障害者等への対応サポートに関する研修については、実施できていない。
- ・障害のある子どもの利用もあるが、基本的には「1人で居られる」ことが利用条件なので、常時介助が必要な子の利用はほとんどない。付き添いの方が来ても良いが、大人が来る環境になっていないので、施設を見に来て、継続しなかったということはある。
- ・軽度の知的障害や発達障害のある利用者は、他の利用者と同じ立場で過ごすことを望んでいると感じる。特別支援学級に通っていることを、あえて隠している子もいる。

②他団体との連携

- ・発達障害があり、他の利用者とうまくいかなかったり、家庭でも問題がある利用者については、子ども家庭支援センターや市内の他の専門機関と連携、相談をしながら、利用者が過ごせるように対応している。
- ・子どもの事業見学の際に、特別支援学級や特別支援学校の生徒が来るという話は聞いていないが、連携等により、障害者の方にも芸術に親しんでもらえるような何かができるとうい。
- ・作成した絵などをイベントで展示したり、市内の美術教室の人とともに作品をSNSで発信したりなど、作品を見せる機会は広がりつつある。

③文化芸術が及ぼす影響

- ・音楽の時間を週一で確保しており、職員の伴奏で、歌を歌うなどしている。その他、隔月で音楽療法を実施している。表情や気持ちの発し方に影響が見られ、楽しんでいる様子である。
- ・絵を描くことが、一番集中力が高まるようである。普段走り回っているような方も絵を描き始めるとそこから離れなくなるなど影響がある。絵の題材については自由で、ヒントや題材を出すこともあるが、出しすぎないようにしている。
- ・2時間の映画上映を見られるかは半分程度である。コンサートを実施する際は、休憩込みで1.5時間あるがその間は最後まで鑑賞している。
- ・作品を事務所内で展示することで、お客様とのコミュニケーションが生まれることや、障害理解などにもつながっている。

(4)地域・他施設との連携

①市や地域の団体等との連携

- ・地区まちづくり協議会との共同開催にてメイン事業を実施している。団体の会員の高齢化等により単独実施が難しくなったため、地元の自治会としても地区を盛り上げるために協力している（該当事業は東京都の「地域の底力発展事業助成」を利用申請）。
- ・地域により貢献していこうということで、市の地区協議会に参加したりその代表となり、会議や地域の活動も支援している。

②地域のイベント等への参加・連携

- ・「民間の特徴を生かした運営を」という市からの要望を受け、地域と一緒に活動を作り上げようとの思いから、中高生を地域イベントに引率して地域交流をしたり、国際交流センターに登録している外国人と交流したりするなどしてきた。
- ・活動を知ってもらうほか、表現の場を作ることを目的に、市内全域での大きなイベントに参加している。地域福祉センターの地域交流事業での司会や踊りへの参加、模擬店出店、盆踊りでのゲームブース出店、調布チャリティーウォークのお手伝いやブース出展などを実施している。
- ・調布市パラアート展に参加している。もともと調布市福祉作業所等連絡会の活動が活発で、アートの発表なども行っていた。市からパラアート展の話が来た時、調布ならではのものをやりたいということで一緒にやり始めた。思っていたより描いた本人が作品を見に行っている。自分の作った作品が飾ってあることがうれしい様子である。

③学校との連携

- ・学校とは連携している。ただし、市内全域との連携は難しいので、近隣にある中学校2校に、毎月広報紙を届けつつ、利用者で気になる子がいたら情報共有をしたり、その地区学校の先生と関係性を作ったりなどをしている。先生が施設に寄ることもある。
- ・各加盟団体は、小学校に行き行って教えるなど、積極的に学校と連携している。
- ・学校などへのアウトリーチは実施できておらず、そのような場所・機会は広げていきたい。相手との間を繋ぐ支援団体等があるとありがたい。
- ・音楽連盟や、地域の電通大の音楽サークルとは連携している。その他の大学とも、学生のニーズや、

地域連携を踏まえて、関係を深めていきたい。

- ・ 桐朋学園の文化祭に参加して売店を出しているほか、毎年大学生が実習やサマーボランティアで来るなど、大学との連携はある。
- ・ 共同展示を、パルコやトリエなどの商業施設で行うなどしている。

④企業との連携

- ・ 文化事業に貢献する意思のある企業10数社からの援助をいただいている。
- ・ 地域連携のなかで企業との連携は今まであまり考えてこなかったが、今後は企業に働きかけていくことも検討すべきかもしれない。
- ・ 近隣の会社との見学会や情報交換を実施している。

(5)課題

①高齢化・後継者不足・新規活動者獲得の難しさ

- ・ 会員の高齢化、新規入会者がおらず若者への承継ができていないことなどが課題である。また、参加者の高齢化により、活動が制限されることもある。
- ・ 子ども・若者へ継承していきたいが、テレビなどをきっかけにしたブームなどが過ぎると参加しなくなってしまう。
- ・ 団体の高齢化が課題。若い人たちには、人との繋がりやボランティア活動の精神をなかなか理解していただけない。繋がりありきの文化活動の中でみんなで盛り上げていく必要性を、ある程度の年齢の方々には理解してくれているが、若い方たちは、そんなに面倒ならば加盟せず、その場限りという方向性になるのではないか。
- ・ 活動をPRするにあたって、適切なツール（オンライン等）を使うことができない（方法がわからない）。
- ・ 事務局に在籍している役員は全員がボランティアで、交通費程度の支給。役員のなり手がいないことは大きな課題である。また、若い方は忙しくて役員をする時間がない。
- ・ 40代、50代の方も、平日は仕事以外に時間を取れず、土日も家族サービスなどがあるため、参加が難しい面があるが、色々な世代・ビジネス経験者が集まることで、事業を運営していくうえで経験を生かしていけるのではないか。

②障害者への対応

- ・ 障害のある子たちのために特別な時間帯やスペースを作ることについては、必要があるなら考えるべきとは思いますが、施設の目的・用途を考えると難しい。基本的には他の利用者と同様に使ってもらうことになる。

③外国人への対応

- ・ 在住外国人が市の文化芸術イベントに参加したという声は、これまであまり聞いたことがない。在住外国人に向けた鑑賞サポートはやっているが、参加にあまり繋がっていない。学習での利用者に都度イベントの案内をしているが、市の文化施設は学習する場所で、文化芸術イベントに参加したり鑑賞したりする場所という意識が薄いため、その意識を変えるところから始める必要がある。
- ・ 課題は、子どもも含めた在住外国人のニーズ把握である。利用者以外のニーズがあまり把握しきれ

ていない部分があるので、そこも把握した上で事業展開することが必要ではないかと考えているが、利用者以外とつながるルートが今はない状態である。

- ・外国人コミュニティやそのキーパーソンに対して、SNS等を用いて接点を広げていきたいが、そこまでできていない。

④財政面

- ・多額の事業費が必要となるため、会費やチケット収入だけでは賄えない。収益事業ではないが、会員だけで負担できる程度の金額ではない。
- ・以前は会報を出していたが、現在は出せていない。
- ・活動の継続には、活動を理解し、出資してくれる方が必要である。

(6)今後の方向性

①高齢化・会員数減少への対策

- ・団体や活動のPRをしていくしかない。
- ・加盟団体の方々の生きがいにもなるような活動の場を提供できるようにという意識でやっていきたい。

②子どもへのアプローチ

- ・時代が変わると若者のニーズが変わり、新しい技術が出てくるので、今はeスポーツに力を入れようと考えている。ゆくゆくは大会に出ることを目標にしていきたい。
- ・今の中高校生は、以前に比べると習い事や塾で忙しく、中学生はまだ家庭のルールなどが厳しい場合もある。それぞれの家庭の事情まではわかっていないが、利用登録促進に向け、アンケートを実施して、把握をしたいと考えている。
- ・子どもたちへのアプローチの仕方として、学校へのアプローチがある。例えば、市や財団、教育委員会を通すことによって各小中学校への流れが一つ作れるのではないかと考えている。教育委員会からも、できるだけ現場に参加してほしいという話はあるが、まだ具体的ではない。学校からお話ができれば前向きに思っている。
- ・子ども向け教室の開催を考えている。これをきっかけに、活動への参加者や観客として来場する人が増え、活動への支援につながるのではないかと考えている。

③外国人対応

- ・会員制度も含めて見直しが必要な部分もあるので、都度ボランティアとも協議しながら、改変していければと考えている。
- ・市民文化祭や調布よさこいへの参加は継続していくのはもちろん、通訳翻訳対応できる映画上映会や演劇を定期的に財団が実施しているので、そのようなコンテンツを使って日本人と外国人がコミュニケーションを図るツールの一つとして、何か提供できないかと考えている。

④地域連携

- ・地域とのコミュニケーションをとっていきたい。市と電気通信大学、桐朋学園は連携しているが、当団体はその2校と連携していない。

(7)市内の文化的な環境を充実させるために

①市の事業について

- ・調布市として、大きな象徴になるものがない。そういうものを育てたらよいのではないか。ふるさと祭りを復活させたい。
- ・市や財団が（アウトリーチや地域連携などの）中間的な繋ぎ役のような形で入っていただくと、活動をさらに広げていけるのではないか。
- ・メニューは沢山あるが、整理し、コンセプトを立てる時期に来ている気はしている。
- ・つながっていることがもっと見えるようになると更に良い。産業振興課，文化生涯学習課，財団，図書館など，多部署が連携して実施しているイベントがあるのは一つの特徴だと思う。

②活動場所の充実

- ・練習する場所がない。練習できる施設を増やしてほしい。
- ・もっと稽古場が必要である。

③子どもへのアプローチ

- ・鑑賞や活動の機会を増やして，若い人を育成していく。子どもの習得スピードはとても早い。

④障害者への支援

- ・鑑賞の際は，知的障害の方にも見やすいサポートがあると良い。本格的な美術館も良いが，身近なところでそういう機会があると参加しやすい。
- ・障害者と美術館等に出かけると，見るだけの作品は見ずに素通りすることが多いため，できれば触ったり直接触れられたりするものがあると良い。

⑤財政的支援

- ・財政的に，これから何か新しくやろうと思った場合に予算がないので，何かしらの方法で確保する必要がある。

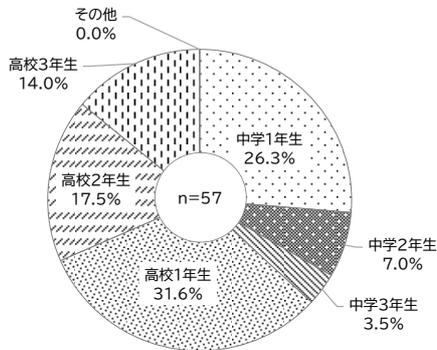
【参考】ヒアリング対象の利用者アンケート

【調布市立第六中学校生徒】※集計中

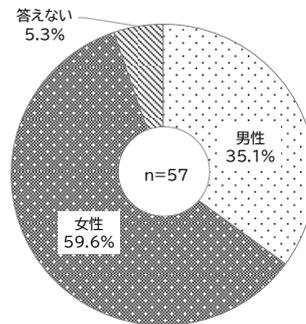
【調布市青少年ステーションCAPS利用者(NPO法人ちょうふ子どもネット)】

調査対象：調布市青少年ステーションCAPS利用者
 調査方法：調布市青少年ステーションCAPSで配付，回収
 調査時期：2024年9月
 有効回収数：57人

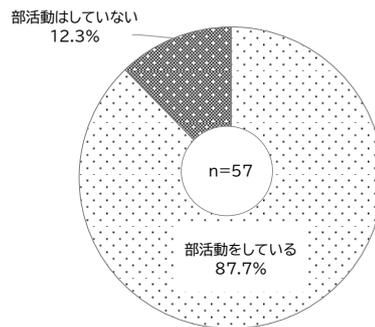
■学年



■性別

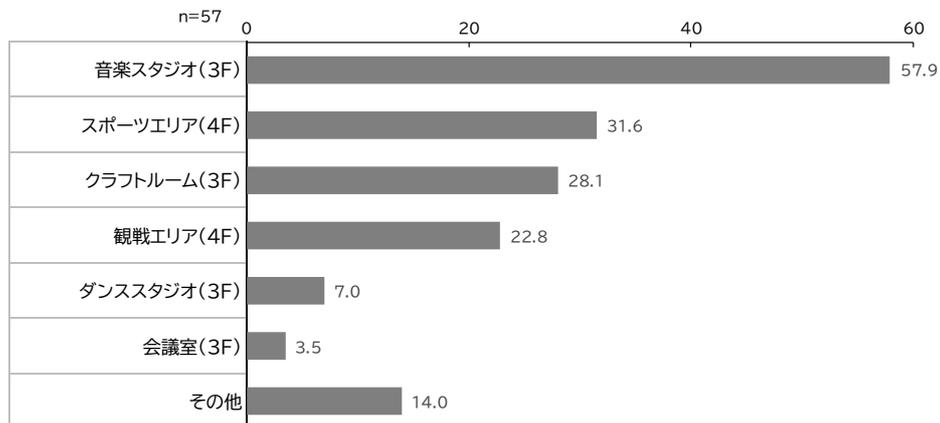


■学校の部活動について教えてください。(〇は1つ)

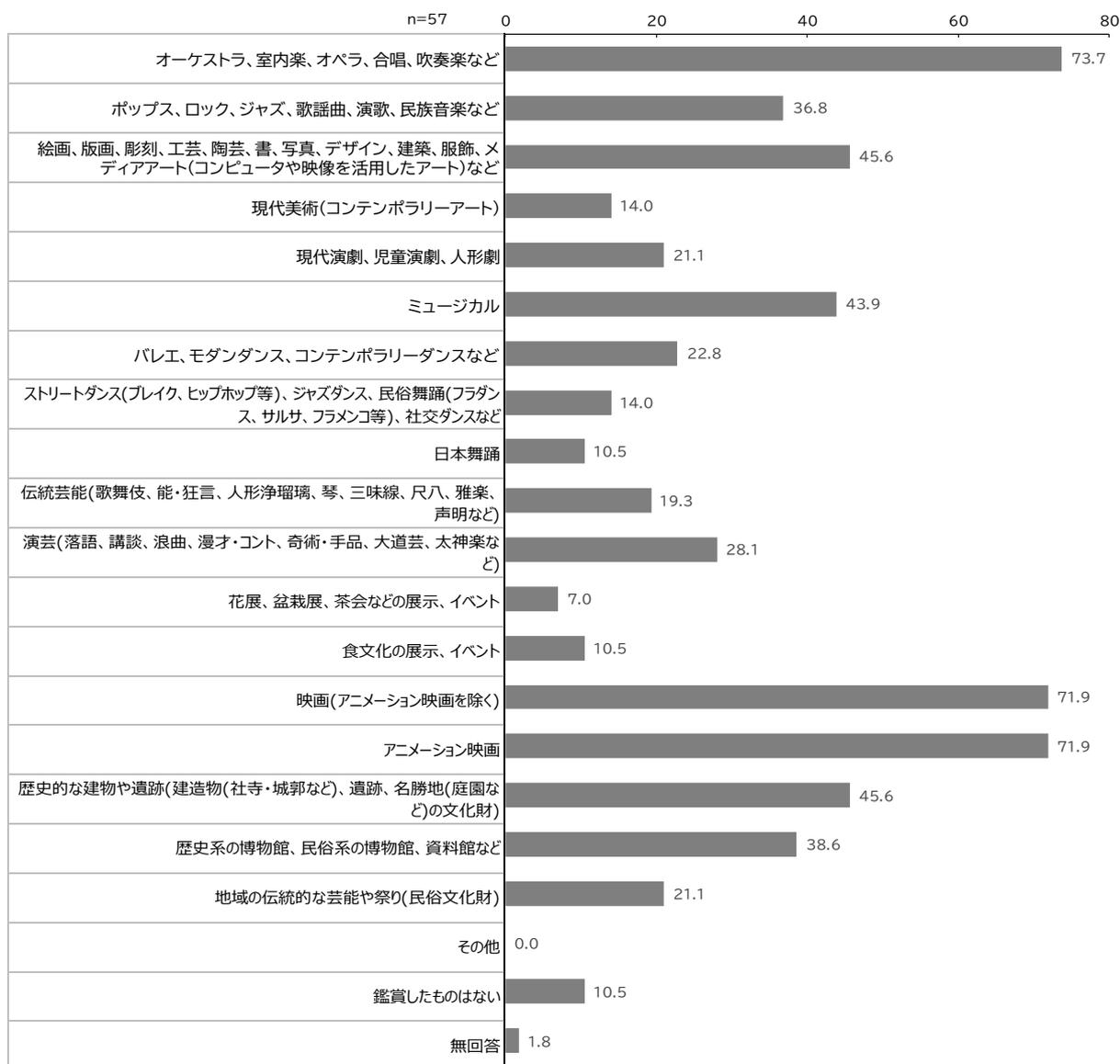


軽音楽部	19
和太鼓部	7
ソフトテニス部	5
アコースティックギター部	3
スキー部	2
生徒会本部	2
演劇部	1
山岳部	1
柔道部	1
書道部	1
吹奏楽部	1
生物部	1
ソフトボール部	1
バスケ部	1
バトン部	1
バレー部	1
バレーボール部	1
ボランティア部	1

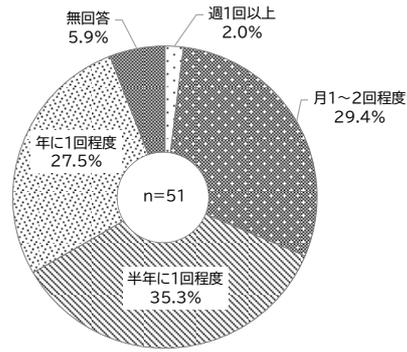
■青少年ステーション CAPS でいつも使っている部屋を教えてください。
(〇はいくつでも)



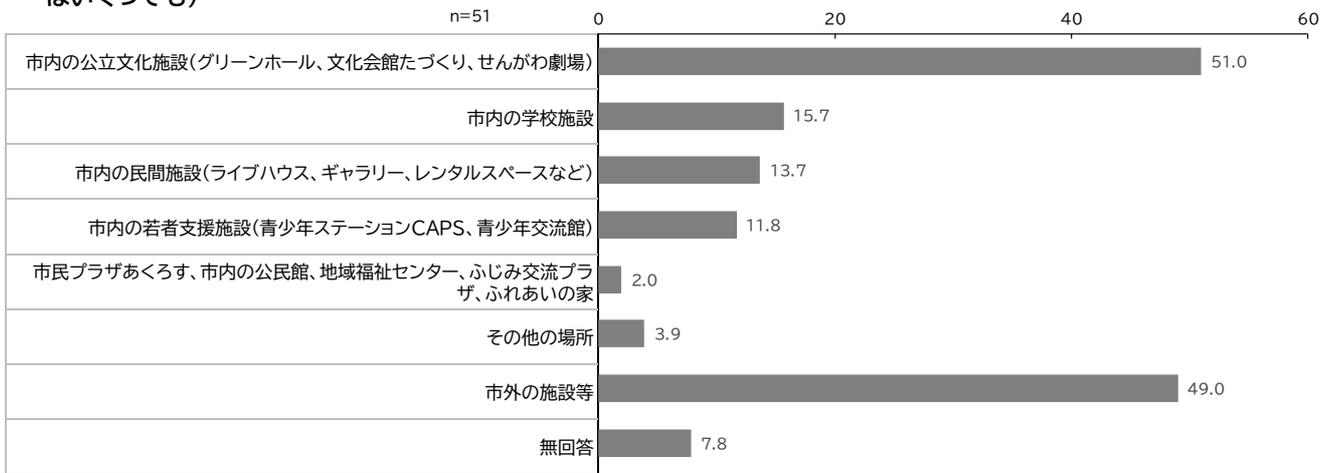
■あなたは、これまでに以下の文化芸術の鑑賞をしたことはありますか。
(〇はいくつでも)



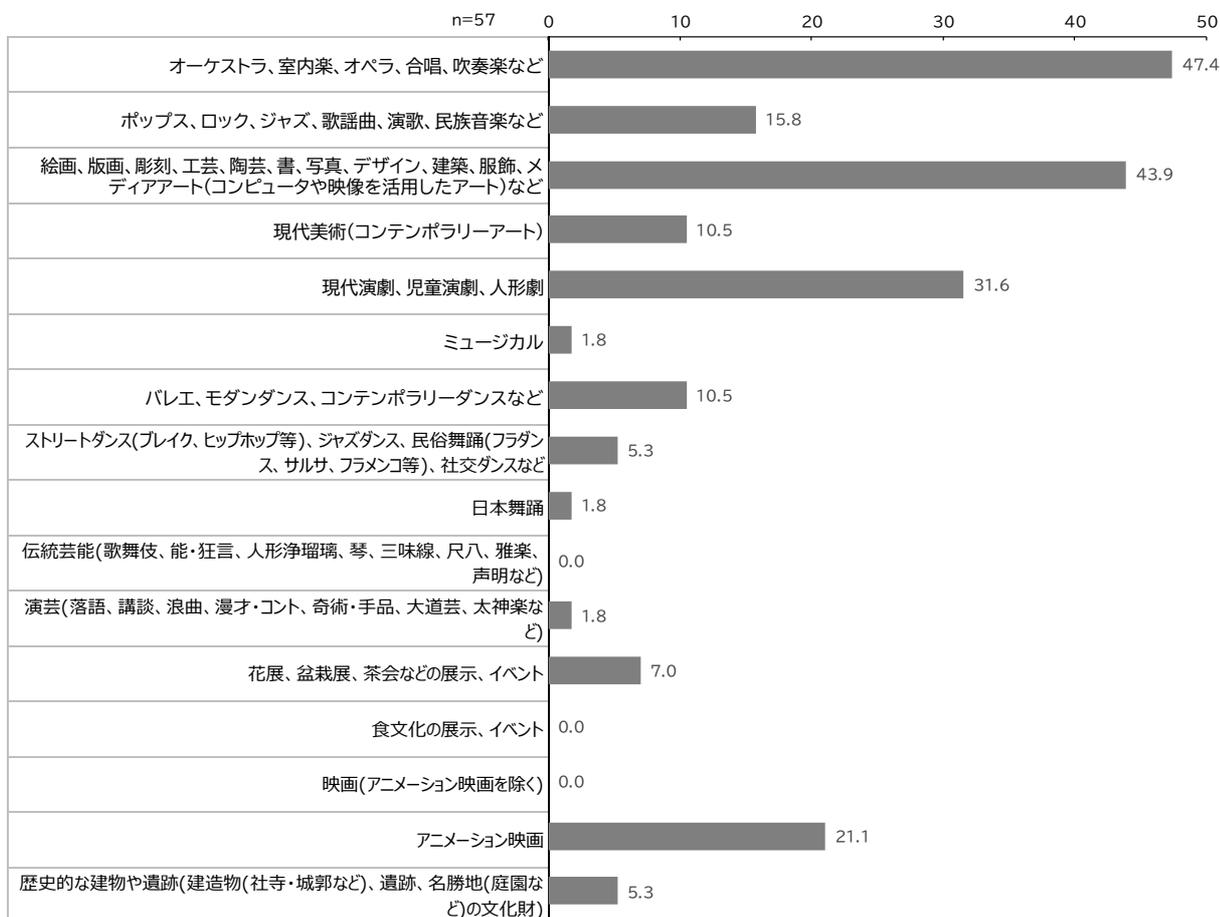
■どのくらいの頻度で鑑賞しましたか。
(〇は1つ)



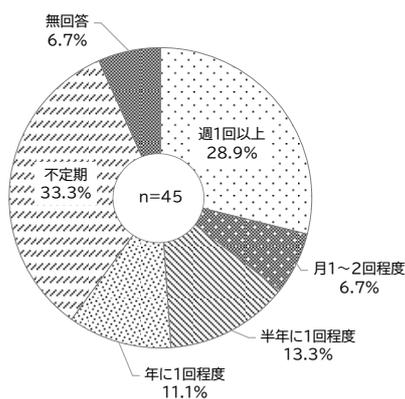
■鑑賞をした場所はどこですか。(〇はいくつでも)



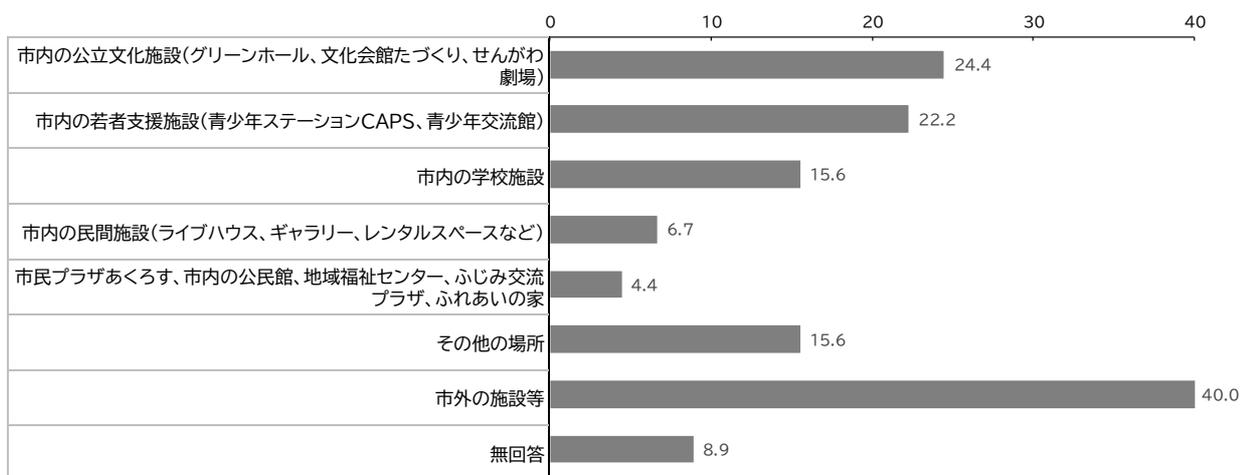
■あなたは鑑賞以外で自分で以下の文化芸術活動(学びや学んだ成果を発表する機会)をしたことはありますか。(〇はいくつでも)



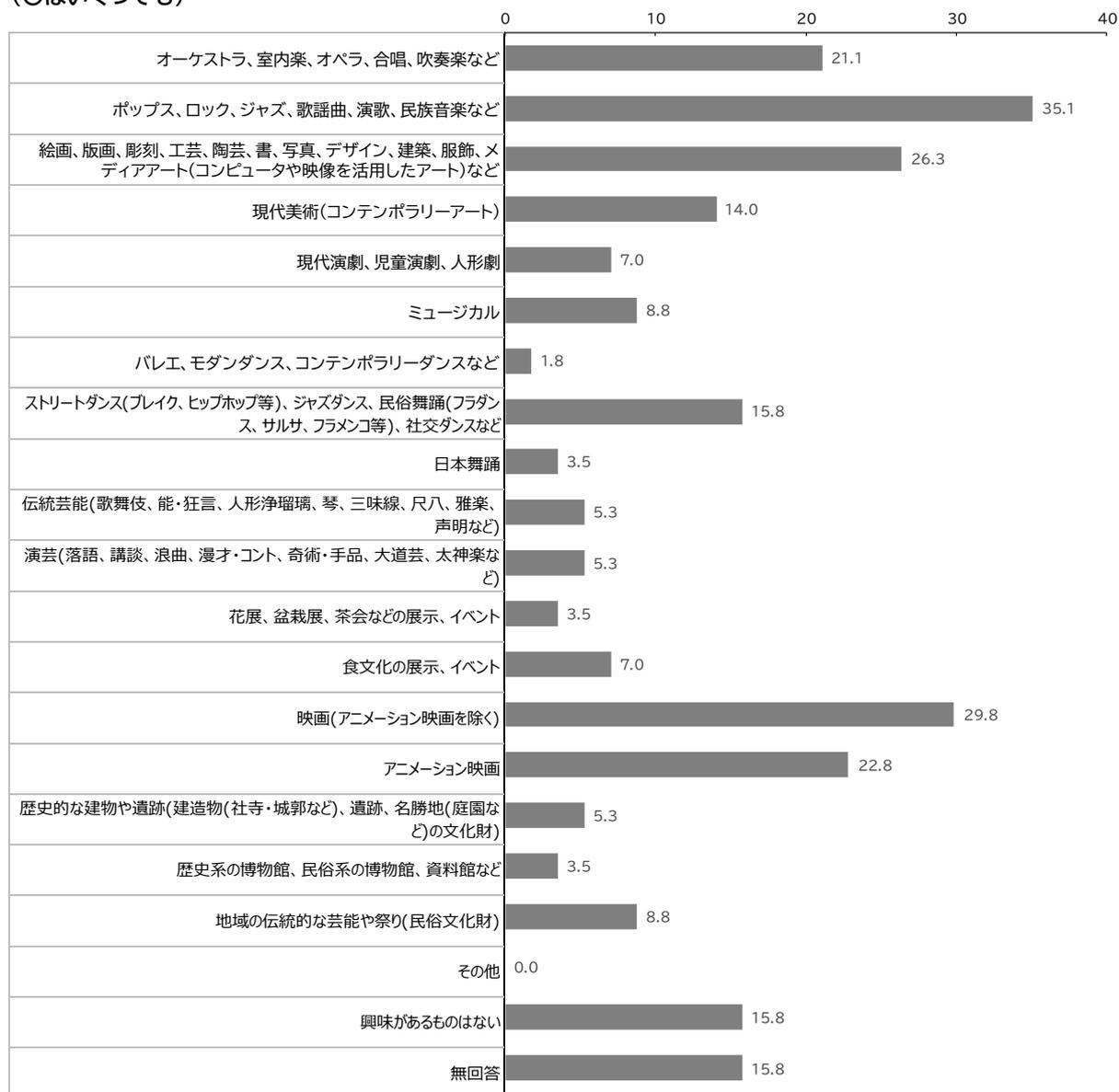
■どのくらいの頻度で活動しましたか。(〇は1つ)



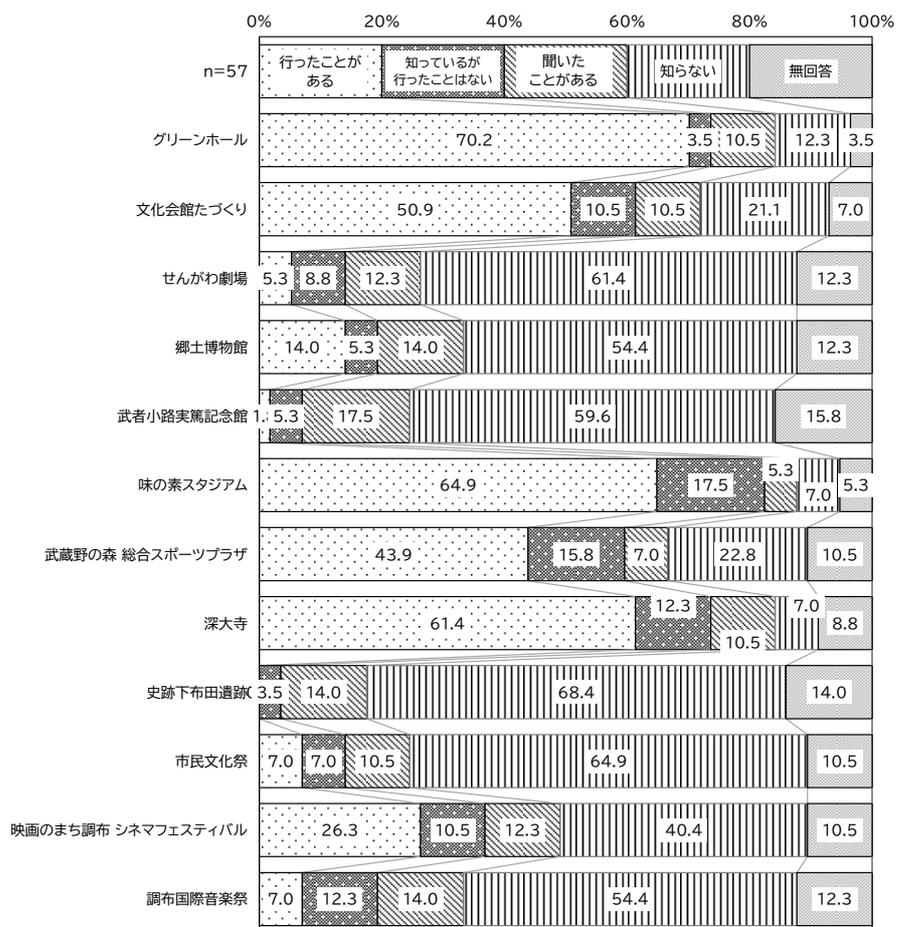
■活動をした場所はどこですか。(〇はいくつでも)



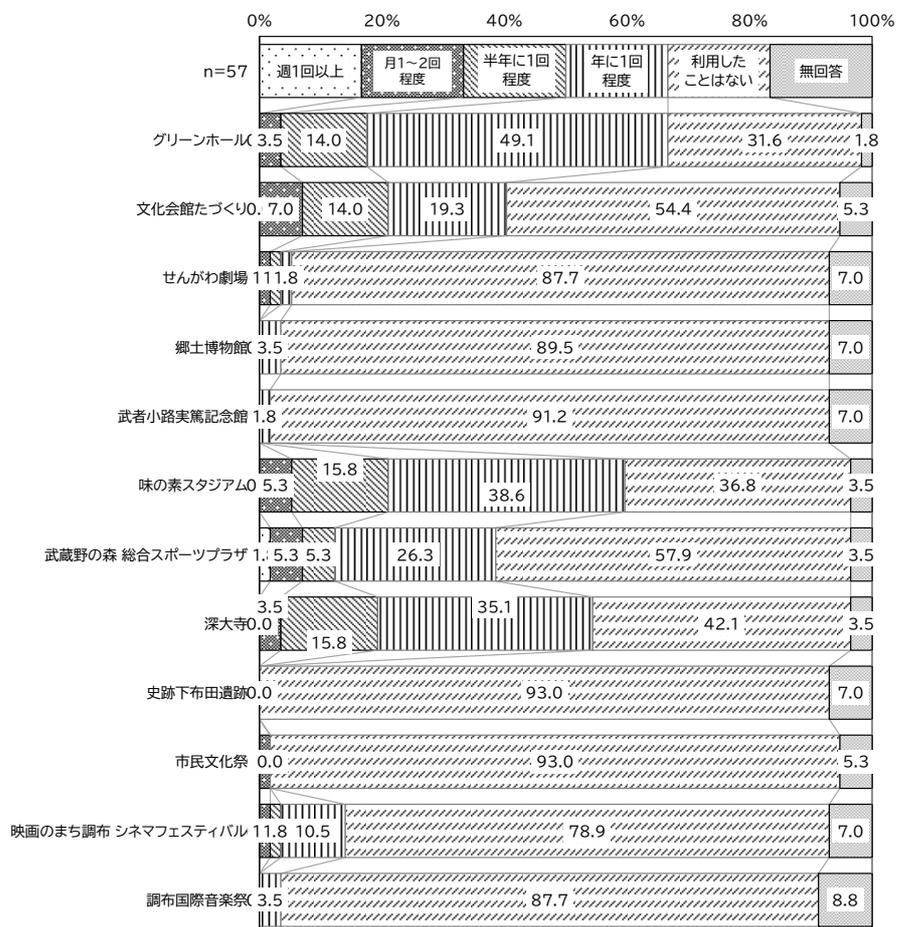
■あなたは、今後してみたい又は興味がある文化芸術活動はありますか。(〇はいくつでも)



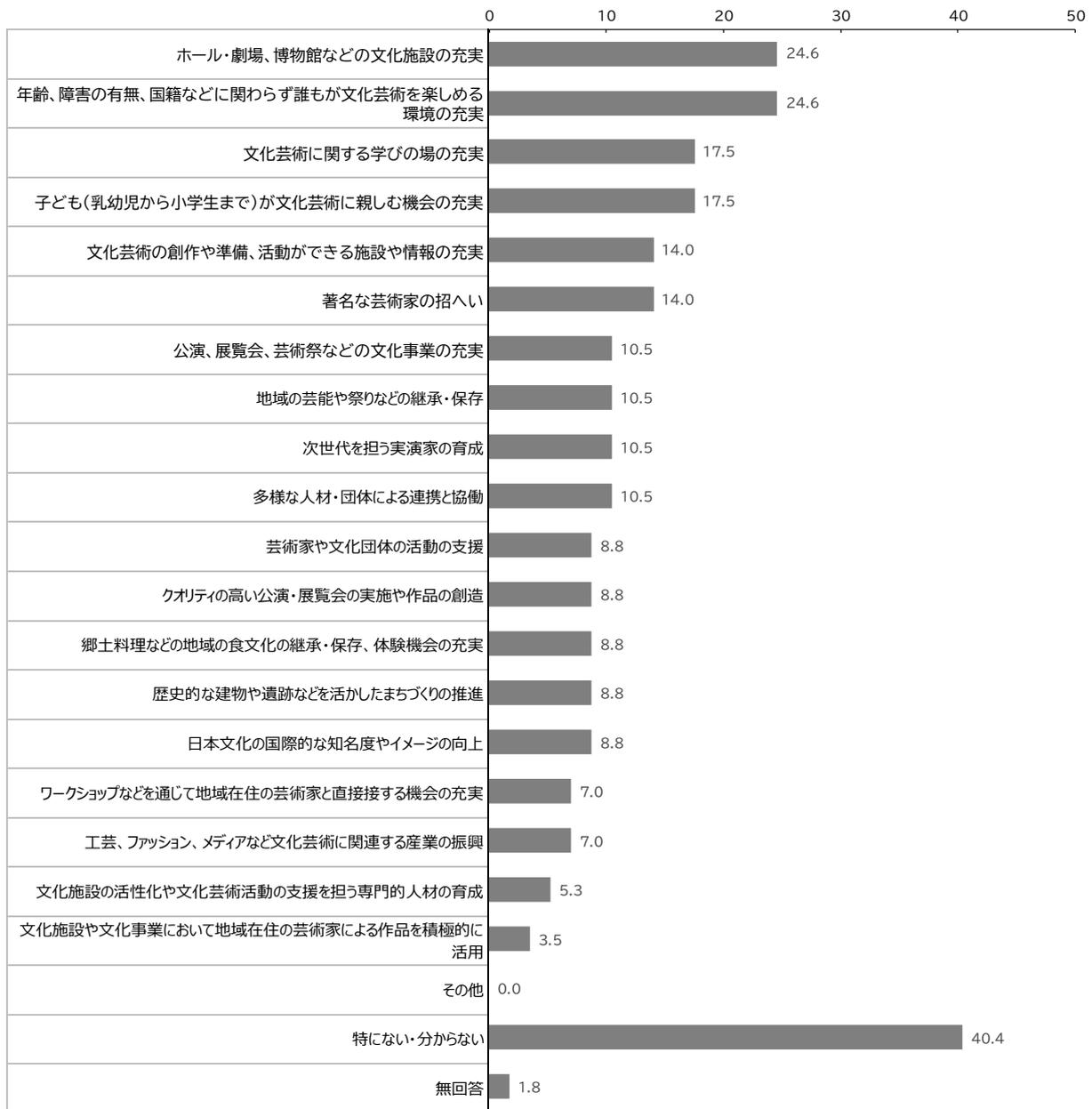
■あなたは、調布市の以下の文化施設や事業を知っていますか。(それぞれについていずれかに○)



■利用する頻度について教えてください。(それぞれについていずれかに○)



■市内の文化的な環境を今より充実させるために、何が重要だと思いますか。(〇はいくつでも)



【社会福祉法人調布を耕す会 しごと場大好き利用者】 ※作成中

調査対象：社会福祉法人調布を耕す会 しごと場大好き利用者
調査方法：社会福祉法人調布を耕す会 しごと場大好きで配付，回収
調査時期：2024年●月
有効回収数：●人

■学年

■性別

【アフラック・ハートフル・サービス株式会社社員】 ※作成中

調査対象：アフラック・ハートフル・サービス株式会社社員
調査方法：アフラック・ハートフル・サービス株式会社で配付，回収
調査時期：2024年●月
有効回収数：●人

■学年

■性別

5. 市の文化芸術関連事業一覧

施策1 誰もが鑑賞・参加し、創造することができる文化芸術を通じた共生社会の充実

① 鑑賞機会の確保

	事業名	内容	主体
1	調布市パラアート展	「パラハートちょうふ meets ART」の一環として、2017年度から調布市福祉作業所等連絡会と共催で、作業所や特例子会社等で活動されている方々のアート作品を展示しています。「パラハートちょうふ meets ART」は、文化芸術の振興による共生社会の充実に向けて、多様な主体との連携により、多彩なアートとの出会いを通じて、調布市が掲げるキャッチフレーズ「パラハートちょうふ」を広める取組です。	市、調布市福祉作業所等連絡会
2	小さな小さな音楽会	文化会館たづくりのエントランスで開催される、市内を中心活動する音楽愛好家の音楽会です。誰もが気軽に生の音楽を楽しめる音楽会として平成7年のたづくり開館当初から定期的に開催しています。	財団
3	障害特性に配慮した鑑賞サポート付き古典芸能公演	生涯特性に配慮し、想像力を補うためのイラストや字幕表示、手話を付けた公演を行っています。市民が障害の有無にかかわらず、古典芸能に親しむ機会をなるとともに、参加したボランティアが障害に対する理解を深め、また手話通訳者が舞台手話の経験を積む機会にもなっています。	財団
4	調布シネサロン	グリーンホールを主な会場に、気軽に映画を楽しむ機会を提供し、映画の魅力を再発見する上映会として実施しています。幅広い世代へ向けて新旧の名作映画をバランスよく選定しています。活動弁士及び演奏付き無声映画上映も、ファン層を拡げつつあります。単なる上映会にとどまらず、財団の他の事業やシネマコンプレックスとの相乗効果を生み出し、「映画のまち調布」の推進と、映画鑑賞者の裾野の拡大に努めています。	財団
5	彫刻のある街づくり事業	桜堤通り、日活調布撮影所近くの遊歩道1kmにわたり、公募により選ばれた彫刻9点、モニュメント1点を展示しています。	市
6	映画×アウトドア上映会「ねぶくろシネマ」	トリエ京王調布B館ビックカメラの壁面を巨大スクリーンにして、みんなで楽しめるアウトドア映画上映会です。	市、ねぶくろシネマ実行委員会
7	エレベーターホール・アートプロジェクト	文化会館たづくり東館1階エレベーターホールで、エレベーターを待つちょっとした時間を豊かなアート鑑賞の時間に転換させる試み「エレベーターホール・アートプロジェクト」を実施しています。	財団
8	えんがわ文庫	2023年11月1日にオープンした市民参加型の図書館です。りんご箱を本棚に活用した温かい雰囲気の中で本を閲覧できます。子ども向けの絵本なども多数配架しています。	市
9	劇団芸優座 春の公演	東京2020大会における文化面での機運醸成を図ることや市の魅力向上、公演を通して市内を拠点に活動する劇団を広く市民に知っていただき、市民の芸術文化の発展に寄与することを目的として、平成29年度から共催事業として「春の公演」を実施しています。	市、東京室内歌劇場
10	東京室内歌劇場 スペシャルウィーク	調布市と一般社団法人東京室内歌劇場は「調布市民の豊かな芸術文化活動を育む包括協定」を締結しています。この協定に基づき、オペラやコンサート等の舞台芸術を市民に親しんでもらうための公演招待、ゲネプロ観覧を行っています。	市、東京室内歌劇場
11	文化会館たづくり展示室での展示	現代アートの新進作家を取り上げた自主企画展示を中心に文化生涯学習課や武者小路実篤記念館などとの共催展示を実施しています。	市、財団、武者小路実篤記念館
12	リトルギャラリーでの企画展示	文化会館たづくり9階のリトルギャラリーで市民の作品やコレクションをジャンル問わず紹介しています。	財団
13	劇場特性を活用した能・狂言、落語などの公演	能舞台や寄席舞台などホールの特性を生かした公演を実施しています。	財団
14	調布市内保育園・幼稚園児童鑑賞教室	未就学児が地域の劇場で舞台芸術に親しむ機会を得るため、童話などを題材にした児童劇鑑賞教室を実施しています。	財団

15	提携講演会	都内美術館での展覧会に関連して、主催である日本放送協会などが企画する関連文化講演会に会場として申請し、広く美術に親しむ機会を提供しています。	財団
16	音楽とおはなし はじめてのコンサート	歌や楽器の音色に耳をすませたり、音楽に合わせて体を動かしたり、みんなで一緒に歌ったり、いろいろな音楽の楽しみ方を体験できる、0歳児から入場できるコンサートです。	財団
17	クリスマスコンサート	冬恒例になっているクリスマスコンサート。2024年は、2011年に東京藝術大学の一年生有志で創立された、プラスの新時代を切り開く「ぼんだウインドオーケストラ」と豪華ソリストによる公演を開催しました。	財団
18	財団施設館内アート展示	たづくり内リトルギャラリー（9F回廊）、みんなの広場（11F）での鑑賞無料の展示をしています。	財団
19	おはなし会	おはなし会では絵本の読み聞かせ、手あそびなどを行っています。	図書館
20	子どもの本に親しむ会	調布市立図書館では、毎年、子どもの本の作家や翻訳家、編集者の方をお招きし、子どもの本に関するテーマで講演会を開催しています。	図書館
21	ブックスタート事業	絵本を読むことを通じて、誰もが楽しく、赤ちゃんとおふれ合うひとときを持てるよう支援する事業です。調布市立図書館では、乳幼児健康診査時に、月齢に応じたおすすめ絵本リストの配付などを行っています。	図書館

② 参加(体験・創造)機会の確保

	事業名	内容	主体
1	親と子のクリスマス・メルヘン	若いファミリー世帯が多い仙川の地域特性を踏まえ、演劇「親と子のクリスマス・メルヘン」シリーズの自主制作を行っています。公演事業だけでなく、すべての事業類型において、鑑賞サポートなどを実施し、障害者や外国人の参加・鑑賞機会の確保に努めています。	財団
2	TAC(Tazukuri Art Communication)プログラム	ワークショップやトークイベントを開催し、美術の面白さ、楽しさを分かりやすく伝える取組を行っています。	財団
3	クリエイティブリユースでアート	地域の見直されるべき資源である廃材を地元企業、商店から収集し、廃材を使った作品制作、展示、ワークショップを実施しています。さらに、映画のフィルム缶に廃材を並べて楽しむ「フィルム缶にアート!」や、廃材カードを使って様々な遊びができる「ちょうふのカケラカード」など、廃材を通じて調布の魅力や特徴を発見しながら、アートを身近に感じられる取組に挑戦しています。	財団
4	フィルム缶にアート!体験キットの貸出	学校や福祉作業所など市内各所に体験キットを貸し出し、誰もが気軽に芸術に親しみ、創造できる環境づくりを推進します。	財団
5	ワークショップフェスティバル	演劇の演出家などが講師となり、多彩なテーマで、演劇や身体表現の楽しさを体験する機会を提供しています。	財団
6	演劇アウトリーチ	市内の児童館や学校（不登校特例校、適応指導教室、特別支援学級等）、児童養護施設に向けて、それぞれのニーズに応じた演劇アウトリーチ事業を行っています。	財団
7	ちょうふ市民カレッジ	たづくりを中心に、文化芸術に関連する座学・実技講座を実施しています。令和2年度までは、東京2020大会の機運醸成のため、伝統文化分野を拡充してきました。また近年では、美術振興事業や映像文化・メディア芸術事業と連携した講座を積極的に行っています。	財団
8	調布メディアアートラボ	映像文化・メディア芸術の多様な魅力を紹介するため、令和2年度から「調布メディアアートラボ」を開始し、ショートアニメーションやデジタル技術を活用したインタラクティブアートの体験型事業を実施しています。	財団
9	調布メディアアートラボ pook展 WAYPOINTS～ふしぎの空路～	展示室全体を飛行機や気球の通り道「空路」に見立て、不思議な体験ができる8つのWAYPOINTS（ウェイポイント）＝経由地点をめぐる。声を入れたり、手で押したり、目で追ったり…それぞれのポイントを全身で体感しながら、ものづくりやメディアアートの魅力に触れられる企画です。	財団

10	調布っ子“平和なまち” 絵画コンテスト	平和首長会議が実施する「子どもたちによる“平和なまち”絵画コンテスト」へ応募する作品を募集し、市でも独自で賞を設けて全作品の中から受賞作品を選定しました。市が選定した受賞作品は平和首長会議へ提出しました。	市
11	高校生フィルムコンテスト in 映画のまち調布	調布市制施行50周年を記念して開催したことをきっかけに、2024年で18回目を迎える、高校生を対象とした映画・映像コンテストです。映画・映像関連企業が集積する調布市の特性を生かし、プロの映画・映像関係者が審査をすることで、「映画のまち調布」から将来の映画人を育成・輩出することを目的に開催しています。	市
12	シネマにGO!ちようふ流	参加者の皆さんで、ベースの台本をもとにオリジナルストーリーを作り、その作った話を参加者の皆さん自身で演じ、1日でワンシーンの映画を制作する「大人が1日本気で遊べる」映画づくりワークショップです。また、プロの監督や映画関係者が、ストーリー作りのアドバイスや、撮影時の演出やカメラを行います。	市
13	「映画のまち調布」みんなのワークショップ	映画のまち調布シネマフェスティバル2024の一企画として、映画・映像業界のプロ監修の下、「撮影」「照明」「録音」「美術」「演出」のチームに分かれて、短編映画の撮影体験ができるワークショップ「映画のまち調布」みんなのワークショップを開催しました。	市
14	音楽インリーチ	特別支援学校の生徒を対象にしたインリーチ事業を行っています。	財団
15	実演を体験する古典芸能ワークショップ	実演家による手ほどきをうけて古典芸能を体験できるワークショップです。2024年は、話芸・落語を体験できる「一和を紡ぐシリーズ 大衆芸能で御座い！落語体験ワークショップ」を開催しました。	財団
16	調布能楽 odeyssey(オデッセイ)	令和2年をひとつのゴールとして、3年にわたって展開し、能楽を軸に、伝統芸能の普及を目指したプロジェクトの総称です。3年間をそれぞれ「序」「破」「急」と名付け、様々な事業を展開しました。	財団
17	UD版！絵ばなし寄席	落語とイラストが合体した“絵ばなし”で、情景や表情などの想像力をふくらませ、楽しく鑑賞できます。UD（ユニバーサルデザイン）の観点で「字幕、手話通訳」を付けて実施しています	財団
18	生涯学習出前講座	生涯学習活動の支援の一環として、市民の皆さんが主催する学習会などの集会に市の職員等が出向き、それぞれの事業のご案内や、専門知識等をいかしたお話をします。	市
19	生涯学習サークル体験事業	市内には現在700近くのサークルがあります。自分に合ったサークルを見つけるためのサークルの体験事業を実施しています。	市
20	地域デビュー事業	お勤めや子育てを卒業した方や、今後のシニアライフを考えている市民の皆さまの地域デビューを応援する事業です。	市、地域デビュー推進委員会
21	「遊ing(ゆーいんぐ)」 (障害のある小・中学生の体験活動事業)	市内小・中学校の特別支援学級に在籍する知的障害のある方を対象に、スポーツや工作など、楽しく遊びながら社会体験をすることを目的とした活動です。2か月に1回程度、土曜日又は日曜日に、市内の公共施設を中心に活動しています。	市教育委員会
22	キッズ伝統芸能体験事業	はじめて伝統芸能に触れる子どもたちのための「和のお稽古」プログラム。プロの実演家から直接指導を受け、その成果を本格的な舞台上で発表します。	アーツカウンシル東京、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
23	レクリエーション講習会	人が集まる場で楽しい雰囲気づくりをしたり、コミュニケーションをより深めたりするための手法や考え方を学びます。「地域や職場などで使えるちょっとした楽しいあそびを知りたい」、「交流の場を演出したい」等と考えている方に向けた講座です。高校生以上の方なら、どなたでも参加できます。	市教育委員会
24	じろとえがこう 本のおえかきたいかい	紙に自分の好きな本のことを絵に描いてもらい、中央図書館に提出していただき、それを中央図書館の子ども室で掲示します。	図書館
25	調布市平和展	戦争による被害の実相や次代を担う子どもたちの平和への想いなどを展示します。	市
26	調布ジュニア映画塾	中学生を対象とした映画づくりのワークショップで、年に一度、夏休みの期間に開催しています。プロの映画監督や技術者の指導の下、撮影、監督、俳優、音声、編集などを、それぞれの参加者が担当し、皆で協力して一本の作品を作り上げ、上映会を行います。また、市内の映画・映像関連企業の見学も行います。	市

27	調布CM	より多くのお客様をお迎えしたい商店会と、CM制作の実習を通じて地域と連携した取組を行いたい城西国際大学メディア学部がコラボレーションし、学生が商店会をPRするコマーシャルを制作するものです。制作したCMは、調布市観光協会公式ホームページ「調布観光ナビ」でも紹介されます。なお、優秀作品コンテストで受賞した2作品については、イオンシネマ シアタス調布にてプレアド(映画の始まる前の広告上映)上映されます。	市, 城西国際大学
28	調布花火フォトコンテスト	調布花火で撮影した写真のコンテストです。カメラ部門/スマホ部門にわかれ、「花火の美しさ、醍醐味が写されたもの」「会場の臨場感、一体感、花火と調布のまちのコントラスト」「家族、友人、恋人と過ごしたひとときの思い出が写されたもの」など、調布花火を通して調布の魅力が溢れ出ている写真を選出します。	市, 観光協会, 調布市花火実行委員会

③ 文化芸術を通じた共生社会の充実

	事業名	内容	主体
1	調布市パラアート展 ※再掲	「パラハートちょうふ meets ART」の一環として、2017年度から調布市福祉作業所等連絡会と共催で、作業所や特例子会社等で活動されている方々のアート作品を展示しています。「パラハートちょうふ meets ART」は、文化芸術の振興による共生社会の充実に向けて、多様な主体との連携により、多彩なアートとの出会いを通じて、調布市が掲げるキャッチフレーズ「パラハートちょうふ」を広める取組です。	市, 調布市福祉作業所等連絡会
2	CIFA各種交流サロン	日本人と外国人が、文化紹介などを通して交流しお互いに理解を深めることを目的としています。茶道、俳句、そば打ち体験などの日本文化紹介、外国人による自国文化紹介を通して交流を行っています。また、日本人講師による日本の家庭料理の紹介、外国人講師による自国文化の紹介と交流を行っています。	財団
3	CIFAニューイヤーパーティー	毎年1月にニューイヤーパーティーを行い、日本の正月を祝い交流します。200人程の参加者が集まり、各国のダンス、演奏などで大変盛り上がります。	財団
4	インクルーシブダンス・ワークショップ	障害のある人とない人が、自然な身体表現を楽しみながら、共同で新しいダンス作品を創造するワークショップです。またこの事業では、ダンスのファシリテーション人材を育成したうえで、学校や福祉施設へ向けた幅広いアウトリーチを行い、障害理解の啓発や障害者の文化芸術活動を推進します。	財団
5	CIFAフレンドシップデー	2016年初めての開催から、交流サロンが企画運営してきた国際交流イベント。民族衣装などの展示や民族舞踏の競演、自国の遊びなどを通して国際交流を楽しみます。	財団
6	CIFA国際理解講座	市民を対象に、国際理解や異文化理解のための講座を開催しています。	財団
7	子どもたちと映画寺子屋上映会	育児などで忙しく、ゆっくり外出できない親子を対象とした上映会です。映画鑑賞を通じて映画に親しみ、同じ環境の親同士が集まって新たなつながりをつくること、お子さんの映画デビューを支援することを目的とし、2か月に1回程度、市民団体である、子どもたちと映画寺子屋が開催しています。	市, 子どもたちと映画寺子屋

④ 市民誰もに開かれた文化施設の整備

	事業名	内容	主体
1	新たなグリーンホールの整備に向けた検討	市は、グリーンホールの施設の課題への対応や、調布駅前に新たなぎわいを創出するため、総合福祉センター敷地を含む現敷地における、新たなグリーンホールの整備に向けた取組を進めています。	市

2	公立文化施設3館の温室効果ガスの削減・省エネルギー化	第4次調布市温暖化対策実行計画では、温室効果ガスの削減について、令和元年度の排出量を基準に、令和7年度までに8.4%以上削減、令和12年度までに33.8%以上削減することが目標とされています。この考えに基づき、公立文化施設3館合計で達成できるよう、設備の運用改善とあわせて、照明のLED化など省エネ改修に取り組んでいます。	財団
3	公立文化施設3館のバリアフリー化	調布市バリアフリー特定事業計画に基づき、心のバリアフリーも含め推進します。	財団
4	公立文化施設3館の改修計画	財団はこれまで、公立文化施設3館の短期・中長期の改修計画について、積極的に提案し、調布市と緊密に連携しながら、施設の適切な維持管理と長寿命化に努めてきました。今後も、調布市の財政状況を踏まえ、優先状況を勘案しながら、効果的・効率的な改修計画の提案を行っていきます。	財団
5	ダイバーシティ研修（「パラ劇場」）	財団は、社会包摂に資する文化芸術活動の環境づくりに向けて、ダイバーシティ研修（「パラ劇場」）を（平成30年度～2年度）主催し、全職員を対象に上映会や演劇を通じた実地研修を行いました。	財団

施策2 まちの多彩な文化資源を生かした地域の活性化

① 歴史文化の保存と継承

	事業名	内容	主体
1	郷土博物館展示事業	第1展示室（企画展示室）では年に4回程度、期間を設けて、郷土の歴史・文化・芸術などに関するテーマ別の企画展示を開催しています。第2展示室（常設展示室）では、原始・古代から近・現代までの調布の歩みを紹介しています。	郷土博物館
2	武者小路実篤記念館展示事業	実篤の幅広い活動を多角的に紹介するために、展示は常設とせず、4週間から5週間の会期で展示替えを行っています。春と秋の年2回は特別展、そのほかの6回は館蔵品を中心としたテーマ展です。	郷土博物館
3	調布市郷土芸能祭ばやし保存大会	「調布の祭ばやし」は市の無形民俗文化財に指定されています。市内各10地区のはやし連と3つの子供はやし連による笛や太鼓の演奏をはじめ、獅子舞、おかめ、ひょっとこ踊りなどの競演が行われます。	郷土博物館

② 歴史文化の活用の推進

	事業名	内容	主体
1	深大寺恋物語	深大寺の発祥は、その名前の由来でもある「深沙大王」という神様にまつわる「縁結び」の物語に由来する、と伝えられています。この由来にちなんで、深大寺界隈の豊かな自然や花と緑を盛り込んだラブストーリーを募集しました。	深大寺短編恋愛小説実行委員会
2	東京文化財ウィークへの参加	調布市内に所在する文化財に関する講演会、深大寺と国史跡深大寺城跡を中心に周辺地区の文化財を巡る文化財見学会、市内又は近隣自治体と連携しながら各種文化財を巡る文化財ウォーク、通常は公開されていない文化財の公開機会の拡大を図る特別公開事業を実施。	郷土博物館
3	遺跡見学会	市内の小・中学生、市民を対象にした遺跡発掘調査の見学会を実施する。	郷土博物館
4	出前授業	市内小・中学校と連携して、史跡や文化財に関する出前授業や体験学習を実施する。	郷土博物館
5	北多摩縄文の里 スタンプラリー（多摩5市連携）	貴重な縄文遺跡を持つ多摩5市（調布市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市）で連携し、縄文の魅力・歴史的意義をPRするとともに、地域振興及び広域観光の推進に努める（市長会助成金「多摩・島しょ広域連携活動助成金」活用事業）。	郷土博物館
6	多摩川流域郷土芸能フェスティバル	多摩地域における最大のシンボルである「多摩川」とからめて、流域自治体である府中市、調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市、小菅村、丹波山村の各自治体が連携を図り、流域交流を促進し、それぞれ	多摩川流域郷土芸能フェスティバル実行

		れの自治体の活性化に結びつけることを目的として開催しています。	委員会
7	国史跡下布田遺跡整備事業の推進	令和4年度に策定したガイダンス施設及び史跡公園の基本設計と、令和5年度に作成した実施設計に基づき、令和6年度は史跡整備工事(立川段丘面西部)と郷土博物館分室の解体工事を実施します。また、市民ワークショップを全8回実施し、史跡を活用した事業について検討、実施するほか、地元小学校や地区協議会等と連携して、地域の活力の向上に資する積極的な取り組みを展開します。	郷土博物館

③ 市ゆかりの文化人を生かした取組

	事業名	内容	主体
1	ゲゲゲ忌	「水木マンガの生まれた街 調布」では、調布市名誉市民・水木しげるさんの功績をたたえ、命日の11月30日を「ゲゲゲ忌」とし、水木しげるさんゆかりの地を巡るイベントなどを毎年開催しています。	市
2	ゲゲゲギャラリー	たづくり1階の「ゲゲゲギャラリー」では、名誉市民 水木しげる氏の作品を紹介しています。	財団
3	近藤勇生誕地まつり	調布市(上石原)は新選組局長・近藤勇の生誕地です。毎年、近藤勇の座像がある西光寺で「近藤勇生誕地まつり」が行われています。2024年には旧甲州街道の西調布駅入口交差点で、「新選組局長 近藤勇 生誕190周年」デザインマンホール蓋の設置式が行われました。	近藤勇と新選組の会
4	深大寺本堂特別拝観「ゆかりの人物・中西悟堂と深大寺の鳥たち」	調布市指定文化財の本尊・宝冠阿弥陀如来坐像とあわせて、野鳥の父・中西悟堂と深大寺所蔵の鳥の絵画や工芸を紹介します。	深大寺
5	「マンガ家・つげ義春と調布」展	つげ義春氏の作品は、現在も世代を超えて漫画界だけでなく、幅広い芸術分野から高く評価され、国際的にも注目を浴びています。本展では、複製原画や写真などで、作品に描かれた調布の風景、ご家族との暮らし、映画化された作品について紹介しました。	図書館
6	マチトリドリ ～調布を描くイラスト展～	「調布」をテーマに、「街」「自然」「人々」を描いている調布にゆかりのある3人の作家を紹介。会期中は会場内に巨大な調布MAPが登場し、「モグモグ」「ワクワク」「テクテク」などキーワードに沿って来場者が思い思いに調布を紹介するコーナーを設置、また、各作家の視点と画材で、自分の見つけたマチの姿を描くワークショップ「アーティストと描くあなたのマチ」を実施しました。	財団
7	仙川安部公房生誕100年祭～調布に住んだ文豪	小説家・劇作家などとして活躍した安部公房は、1954年から1993年に亡くなるまで、調布・仙川の地で暮らしました。2024年、生誕100年を迎えたことを記念して、仙川安部公房生誕100年祭を行い、映画『砂の女』、『おとし穴』の上映に加え、安部公房研究の第一人者である鳥羽耕史氏(早稲田大学教授)、俳優座の川口敦子氏(俳優)、真知夫人と親交があった山口三詠子氏をお迎えし、安部公房が調布に築いた功績や知られざる素顔に迫りました	仙川 安部公房生誕100年祭実行委員会

施策3 多様な主体と連携した特色ある文化芸術の推進と担い手の育成

① 調布ならではの文化芸術の創造、人材育成の実施

	事業名	内容	主体
1	せんがわ劇場演劇コンクール	全国の劇団や実演家を対象とした当コンクールは、受賞した劇団に対して、せんがわ劇場での公演機会を与えるとともに、上位進出団体に対しては、デルのメンバーとして、アウトリーチ活動やその他の劇場事業に参加できることを特典としています。また、単に優劣を競うのではなく、参加する実演家と、審査員、観客、他の参加者との交流・コミュニケーションをコンセプトにしている点でも、大変特徴のあるコンクールといえます。	財団

2	デルの育成プログラム	主として演劇コンクール出身の実演家により構成され、講習やワークショップ、公演制作などデルに固有の人材育成プログラムを通じて、次世代を担う実演家を育成しながら、学校や福祉施設をはじめ、ニーズに応じて地域全体に向けたアウトリーチ活動を行っています。	財団
3	親と子のクリスマス・メルヘン ※再掲	若いファミリー世帯が多い仙川の地域特性を踏まえ、演劇「親と子のクリスマス・メルヘン」シリーズの自主制作を行っています。公演事業だけでなく、すべての事業類型において、鑑賞サポートなどを実施し、障害者や外国人の参加・鑑賞機会の確保に努めています。	財団
4	調布国際音楽祭フェスティバル・オーケストラ	「調布国際音楽祭」の一環として、若手演奏家が技術を向上させるとともに、地域の文化芸術振興の担い手となるための育成プログラムを行っています。講師は国内トップクラスの演奏者が担当し、若手演奏家を指導します。指導を受けた若手演奏家は、「フェスティバル・オーケストラ」に出演する機会が得られ、講師も首席演奏者として共に演奏します。このほか、若手演奏家は、地域の様々なサテライトコンサートにも出演することで、クラシック音楽の普及啓発事業に携わります。	市，財団
5	せんがわピアノオーディション	ピアノリサイタルの出演者をオーディションしています。受賞者には、劇場でのピアノリサイタルを開催する機会、また次年度以降の音楽事業への出演機会を得られるため、継続的な人材育成プログラムとなっています。	財団
6	芸術監督の企画・演出による演劇公演制作	せんがわ劇場の芸術監督が企画や演出をする演劇公演です。	財団
7	文化ボランティア(CAS-ちょうふアートサポーターズ)	財団事業を運営するにあたり、市民がふれあい・交流し、文化芸術の推進を図る目的で、令和2年度から文化ボランティア制度(通称: CAS(キャス)-Chofu Art Supporters)を開始しました。登録者は年々、増加しており、公演や展示、講演会など様々な場面で活躍しています。	財団
8	地域とつながるアーティスト養成プログラム	市内小学校の特別支援学級など多様なニーズに応えるため、アウトリーチ事業の実施に向けて、子どもたちの創造性を育成できるスキルを備えた若手演奏家の育成プログラムを行います。	財団
9	演劇ファシリテーターの育成	ダンスのファシリテーション人材を育成したうえで、学校や福祉施設へ向けた幅広いアウトリーチを行い、障害理解の啓発や障害者の文化芸術活動を推進します。	財団
10	ジュニア・シニアリーダー講習会	青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材を養成するため、中学生や高校生を対象としたリーダー養成講習会を開催しています。	市教育委員会
11	読み聞かせ交流会	読み聞かせボランティアをしている市民や読み聞かせに関心がある市民に情報交換の場を提供します。	図書館
12	絵本の読み聞かせ講座	調布市立図書館では、毎年、図書館職員による絵本の読み聞かせについての連続講座を開催しています。読み聞かせに向く絵本や、読み聞かせのポイントなどをご紹介します。読み聞かせの実習も行います。	図書館

② 市内団体との連携事業の推進

	事業名	内容	主体
1	調布市文化協会による各種取組	文化協会は、芸術・文化の発信と振興を通し、加盟団体の発展と相互の連絡・調整を図り、市民の心の豊かさの向上を目的として、現在、20の加盟団体で構成されており、市民文化祭をはじめ実技講座や講演会など、多様な活動を推進しています。また、姉妹都市木島平村芸術文化協会との交流では木島平村夏まつりに参加しているほか、調布よさこいへの参加・協力など、市内関係団体とも連携した取組を実施しています。	調布市文化協会
2	おらほせんがわ夏祭り	仙川商店街協同組合が主催する「おらほせんがわ夏まつり」は、例年、せんがわ劇場が会場の一つとして実施され、デルメンバーが制作した演劇作品の上演などを行っています。	財団，仙川商店街協同組合
3	桐朋学園短期大学や白百合女子大学と連携した事業	桐朋学園芸術短期大学や白百合女子大学と、共催・協力し、演劇公演やワークショップを実施するほか、演劇の公演事業や普及啓発事業においても、連携を推進していきます。	財団

4	相互友好協力協定を締結した大学との連携事業	市では、文化、教育、学術、スポーツなどの分野で援助、協力し相互発展を図ることを目的として、地域の大学（電気通信大学、明治大学、桐朋学園、白百合女子大学、東京外国語大学、慈恵大学、ルーテル学院大学）と相互友好協力協定を締結しています。世界の諸地域における社会・歴史・文化の理解を深めることを目的に開催されている「TUPS Cinema 映画上映会」（東京外国語大学）、チャペルコンサート（白百合女子大学、ルーテル学院大学）、子ども工作教室（電気通信大学）など、文化芸術関連の事業も数多く実施されています。	市、各大学
5	春の公演 ※再掲	「調布市民の豊かな芸術文化活動を育むための協力協定」を締結している劇団芸遊座が春に行う公演です。関連してワークショップや観劇会も行われます。	劇団芸遊座
6	調布市民オペラ	鑑賞、演奏の双方において、市民が気軽に親しめる本格オペラを調布のまちに根付かせようという思いを共有する人々により、1991年、「調布市民オペラ振興会」が設立され、翌年第1回の調布市民オペラ『カルメン』がグリーンホールで開催されました。以来、ランドオペラ公演やコンサート等を定期的に行っています。	NPO 法人調布市民オペラ振興会
7	ジュニアウインドオーケストラ	地域や学校を超えて集まるジュニアの仲間たち、桐朋学園大学講師・在学生メンバーの指導・協力によるウインドオーケストラが始まります。2024年度に第1期スタートメンバーを募集し、2025年3月には第1回演奏会を開催します。	桐朋学園大学
8	ファミリー音楽プログラム おやこのための演奏会入門	5歳以上～小学生の子どもと、その保護者を対象としたコンサートです。桐朋学園音楽大学教授 上原宏先生によるコンサートのマナーや楽器の紹介などのお話とともに、実際に演奏会を楽しむことができます	財団
9	調布まち活フェスタ	市内で市民活動をしている団体・個人の活動発表の場としてワークショップ、展示、ステージ発表など盛りだくさんのプログラムで開催します。	市、調布まち活フェスタ実行委員
10	ナンジャモンジャ防災コンサート	深大寺境内のなんじゃもんじゃの木の下で、東京消防庁音楽隊による防災コンサートを開催しています。このコンサートは、防火防災意識を高めるために、啓発活動の一環として平成元年から開催されています。	市
11	調布まちゼミ	商店街のお店の方が講師となって、専門店ならではのお店の専門知識や情報、コツを無料で教える街の中の少人数のゼミナールです。	市、調布まちゼミ実行委員会
12	調布CM ※再掲	より多くのお客様をお迎えしたい商店会と、CM制作の実習を通じて地域と連携した取組を行いたい城西国際大学メディア学部がコラボレーションし、学生が商店会をPRするコマーシャルを制作するものです。制作したCMは、調布市観光協会公式ホームページ「調布観光ナビ」でも紹介されます。なお、優秀作品コンテストで受賞した2作品については、イオンシネマ シアタス調布にてプレアド(映画の始まる前の広告上映)上映されます。	市、城西国際大学
13	調布 巡る アートプロジェクト	令和2年12月14日から27日にかけて開催されたアートイベントです。プロジェクトのメインは9名の参加アーティスト及び福祉作業所によるアート作品の展示で、調布の街を巡りながら、また自宅にいながら、アートとの出会い・発見を楽しめる企画です。	財団

施策4 関連分野との有機的な連携による文化芸術の推進

① 調布ならではの文化芸術を活用したまちのにぎわいの創出

	事業名	内容	主体
1	鉄道敷地跡地整備(文化芸術発信ゾーン)	鉄道敷地については、これまで順次整備を進めてきており、来年度は「区間B（調布東第2路上自転車等駐車場～布田南通り）」の緑道の整備に着手する予定です。この区間において、市民自身が写真映えする風景をSNS等に掲載することや音楽を奏でることによる情報発信、市にゆかりのある文化・芸術作品の展示による情報・魅力発信を行います。	市
2	トリエ調布の壁面絵	カリフォルニア州立大学ロングビーチ校卒業の絵描き Mariya Suzuki さんがトリエ京王調布や調布駅の壁面などパブリックエリアにイラストを制作。現在も市内で定期的に絵を描いています。	トリエ京王調布

3	鉄道敷地跡地整備(映画のまち)	映画ゾーンでは、調布市の特性である映画・映像関連企業が市内に立地していることや、調布駅周辺には多摩地域最大級のシネマコンプレックスも建設されたことから、「映画のまち調布」の特色を活かした、調布のまちの魅力の向上、地域活性化を図ります。	市
4	彫刻のある街づくり事業 ※再掲	桜堤通り、日活調布撮影所近くの遊歩道1kmにわたり、公募により選ばれた彫刻9点、モニュメント1点を展示し、その維持管理を行っています。	市

② 市内団体の多様な団体との連携による地域共生社会づくりの推進

	事業名	内容	主体
1	調布市パラアート展 ※再掲	「パラハートちょうふ meets ART」の一環として、2017年度から調布市福祉作業所等連絡会と共催で、作業所や特例子会社等で活動されている方々のアート作品を展示しています。「パラハートちょうふ meets ART」は、文化芸術の振興による共生社会の充実に向けて、多様な主体との連携により、多彩なアートとの出会いを通じて、調布市が掲げるキャッチフレーズ「パラハートちょうふ」を広める取組です。	調布市福祉作業所等連絡会、市
2	調布市口ビー展	市内福祉作業所の自主製品を展示します。	調布市福祉作業所連絡会
3	福祉映画上映会	調布市シネマフェスティバルの開催に合わせて開催されます。	調布市福祉作業所連絡会
4	ほりで～ぱらん	休日になかなかお出掛けできない障がいのある方のためのスポーツ&レクリエーションイベントです。調布市と作業所等連絡会の有志によりはじまった催しで、音楽に合わせて自由に踊る、水遊びなどを行っています。	調布市福祉作業所連絡会

③ 多文化共生を推進するための取組

	事業名	内容	主体
1	サウジアラビア文化展	サウジアラビア王国と調布市の交流は2002 FIFA日韓ワールドカップで調布市がサウジアラビア王国代表チームのキャンプ地になったことから始まりました。サウジアラビアの民芸品、宝飾品、伝統的なテント等の展示に加え、サウジアラビアの「歴史」と「今」を写真パネルで紹介し、サウジアラビアの紹介映像や民族衣装を着て写真撮影もできます。	市
2	CIFA ニューイヤーパーティー ※再掲	毎年1月にニューイヤーパーティーを行い、日本の正月を祝い交流します。200人程の参加者が集まり、各国のダンス、演奏などで大変盛り上がります。	財団
3	CIFA 各種交流サロンイベント ※再掲	日本人と外国人が、文化紹介などを通して交流しお互いに理解を深めることを目的としています。茶道、俳句、そば打ち体験などの日本文化紹介、外国人による自国文化紹介を通して交流を行っています。また、日本人講師による日本の家庭料理の紹介、外国人講師による自国文化の紹介と交流を行っています。	財団
4	CIFA 国際理解講座 ※再掲	市民を対象に、国際理解や異文化理解のための講座を開催しています。	財団
5	CIFA フレンドシップデー ※再掲	2016年初めての開催から、交流サロンが企画運営してきた国際交流イベント。民族衣装などの展示や民族舞踏の競演、自国の遊びなどを通して国際交流を楽しみます。	財団

施策5 国内外に向けた文化芸術の効果的な魅力の発信

① 調布ならではの文化芸術の可視化(コンテンツ化)

	事業名	内容	主体
1	4大祭りの独立したホームページ	「調布国際音楽祭」「調布よさこい」「調布市民文化祭」「映画のまち調布 シネマフェスティバル」の4大祭りの独立したホームページを作成し、それぞれ事業について、わかりやすい情報発信とその魅力を伝えています。	市, 財団
2	パラアート特設サイト	パラアートの特設サイトを作成し、パラアート展をはじめ、市内で行われる障害者による文化活動のイベントを紹介しています。	市
3	収蔵資料データベースの整備・公開	広く一般の活用を目指して、収蔵資料情報のデータ登録・公開等を推進します。	郷土博物館

② 調布ならではのコンテンツの市民向け, 市外向け発信

	事業名	内容	主体
1	財団報「ぱれっと」の発行	財団で毎月5日に発行している広報紙です。主として財団が直接関係する事業や文化会館たづくり, グリーンホール及びせんがわ劇場の貸館情報を掲載しています。	財団
2	SNSによる情報発信	調布市公式X(2万2,000フォロワー), 調布市LINE公式アカウント(2万7,408フォロワー), 調布市公式Facebook(2,556フォロワー), 調布市公式Instagram(3,092フォロワー), 財団公式X(3,014フォロワー), 財団公式Facebook(828フォロワー), 財団公式Instagram(1,134フォロワー), 財団公式Youtubeチャンネル(登録者数852), いずれも令和6年10月23日現在。	市, 財団
3	ちょうふアートプラス	会員サービスである「ちょうふアートプラスは」, 令和元年度のリニューアル以降, 毎年会員数を増やしており, 現在6000人を超えています。	財団
4	サークルガイドブックの発行	市民の学習サークルを1冊にまとめたガイドブックです。ボランティアに協力していただけるサークルもこの冊子で調べることができます。	市
5	生涯学習情報コーナーにおける情報発信及び相談の実施	ウェブサイトの運営や調布FMを活用した定期的な情報提供を行っています。	市
6	調布エフエム 生涯学習・市民活動のススメ	83.8MHz調布エフエムで毎週日曜日午前11時50分から, 市内の生涯学習情報を広く取り上げ, 市民活動団体や講座・イベントなどを紹介する番組を放送しています。	市
7	ガチョロのLINEスタンプ発売	「映画のまち調布」応援キャラクターガチョロのLINEスタンプを発売しています。普段使いしやすい16種類のスタンプになっています。	市
8	ガチョシアター	「ガチョシアター」は, 「映画のまち調布」応援キャラクターガチョロを活用した30秒の短編映像です。	市
9	ロケ・グルメマップの発行	映画やドラマのロケで使用された市内の飲食店を掲載した「映画のまち調布」ロケ・グルメマップを作成しています。	市
10	調布CM ※再掲	より多くのお客様をお迎えしたい商店会と, CM制作の実習を通じて地域と連携した取組を行いたい城西国際大学メディア学部がコラボレーションし, 学生が商店会をPRするコマーシャルを制作するものです。制作したCMは, 調布市観光協会公式ホームページ「調布観光ナビ」でも紹介されます。なお, 優秀作品コンテストで受賞した2作品については, イオンシネマシアタス調布にてプレアド(映画の始まる前の広告上映)上映されます。	市, 城西国際大学
11	ちょうふコミュニティサイト「ちょみっと」	調布市からお知らせするイベント情報に加え, 生涯学習・市民活動のイベントや活動団体の情報など, 調布の地域により密着した情報を得ることができる地域密着型のホームページです。調布市関連のホームページに掲載されているイベント情報を, 一括で検索できるポータルサイトとなっています。ちょみっとには, 「Summit(サミット, 頂上)」とちょうふの掛け言葉と, 「ちょ」っと「寄」って「見」ていくサイト, という2つの意味が込められています。	市

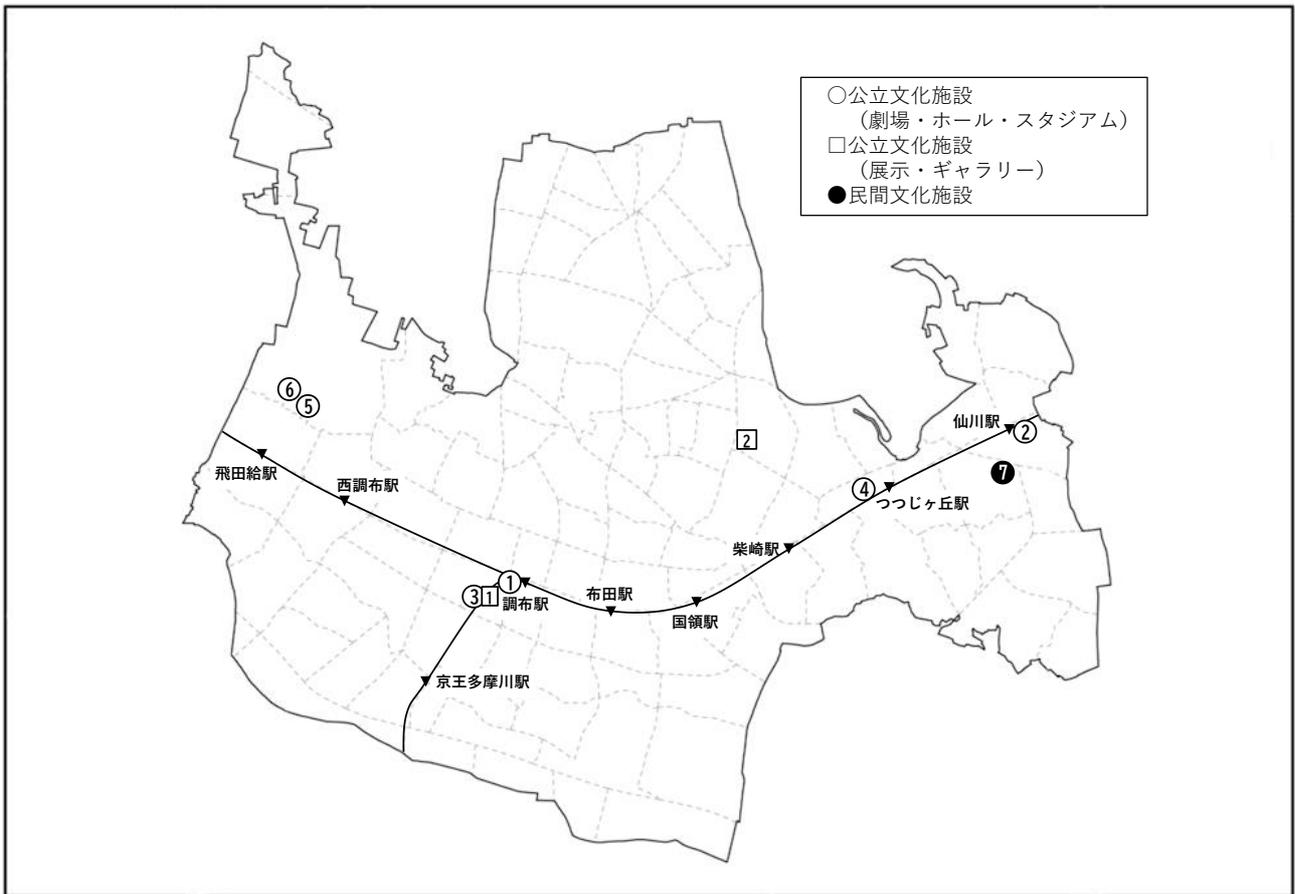
12	調布市×「ゲゲゲの鬼太郎」聖地巡礼マップの発行	ニメ「ゲゲゲの鬼太郎」第6期(2018年4月から2020年3月まで放送)には、調布市内のスポットや調布を舞台に描かれたシーンが多数登場しています。そこで、調布市観光協会では、アニメに登場した調布市内のスポットを巡って楽しんでもらうため、聖地巡礼マップを発行しています。	調布市観光協会
----	-------------------------	--	---------

施策をつらぬく主要な文化芸術事業

	事業名	内容	主体
1	調布国際音楽祭	<p>調布のまちを舞台に毎年初夏に行われているクラシックを中心とした音楽のお祭りです。音楽でまちの人々に感動を届けることを目指し、「バッハの演奏」、「次世代への継承」、「アートとの連携」をテーマに、平成25年に「調布音楽祭」の名称で始めました。</p> <p>調布市在住で世界中から注目を集めるバッハ・コレギウム・ジャパンの音楽監督、鈴木雅明氏の監修の下、エグゼクティブ・プロデューサーに鈴木優人氏を据え、手作りの感覚とクオリティを両立させたラインナップで親しまれ、年々注目度も増しています。平成29年には、音楽ならではの国際色豊かなプログラムに広げるため「調布国際音楽祭」と名称を改めました。</p> <p>平成28年に発足した調布国際音楽祭のオリジナル・オーケストラである「フェスティバル・オーケストラ」は、毎年、オーディションに合格した若手演奏家たちによって構成されます。また、市民ボランティア「チームCIME」が音楽祭を盛り上げ、支えています。</p> <p>会場は文化会館たづくり、グリーンホール、せんがわ劇場などの市内文化施設はもとより、深大寺や布多天神社、神代植物公園でのコンサートなど調布ならではの多様な文化資源生かしたプログラムを実施しています。</p>	市，財団
2	調布よさこい	<p>調布の夏を彩る「調布よさこい」は、「だれもが笑顔に てづくりよさこい」をテーマに、市民団体、地元商店街、行政機関等が調布市内のコミュニティの活性化を目的に、調布のまちづくり、市民がつくる社会づくりのために一体となって取り組むお祭です。</p> <p>「調布よさこい」のルーツは、昭和52年から26回開催されてきた「調布ふるさとまつり」まで遡ります。公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団では、よさこい踊りを「老若男女誰でも楽しめ、幅広い層の市民に参加してもらえる」「発表までの間の練習の期間で、チーム内の交流が生まれる」という「交流のツール」と捉え、地域、踊り手、観客の交流を図るために、「調布ふるさとまつり」を基礎に、「調布よさこい」を立ち上げました。現在では、広く市民のコミュニティ育成を目指すプログラムを、市民で構成された実行委員会で運営しています。</p> <p>令和4年からは「調布市パラアート展」と同時開催とし、市内の福祉作業所等に通う方々が、よさこい用の旗や法被を制作しオープニング総踊り等で披露しました。令和6年は、新しい市内作業所のメンバーが市内踊手と一緒に総踊りに参加したほか、一部会場をフラットにして誰もが観覧できる会場作りを行いました。</p> <p>また、調布市内全域の催し物を対象に、調布よさこいで活躍しているよさこいチームを紹介してイベントを盛り上げる「出前よさこい」も実施しています。</p>	市，財団
3	調布市民文化祭	<p>調布市民文化祭は、調布市民の芸術・文化・学習活動の発表の場として、広く市民に公開する中で、市民が相互に刺激し合うことにより、調布市の文化交流とコミュニティ意識の向上を図ることを目的に実施しています。</p> <p>「みんなでつくろう市民の文化」をテーマに、文化会館たづくりやグリーンホールを会場に、いけばなや工芸美術などの展覧・展示会、囲碁、将棋、演劇、民謡、歌謡などの大会・発表の場として長い歴史をもち、毎年、約1か月間にわたり開催します。</p> <p>市民文化祭は、市民の文化活動の貴重な発表の場として、また多くの市民の鑑賞の場としての役割を果たしています。</p>	市，市教育委員会，財団，調布市文化協会

4	映画のまち調布 シネマフェスティバル	<p>映画のつくり手にスポットを当て、素晴らしい映画制作の技術を未来につなげる映画祭です。</p> <p>昭和30年代の日本映画全盛期には「東洋のハリウッド」にたとえられた調布で、28回開催された「調布映画祭」が、平成30年に「映画のまち調布 シネマフェスティバル」としてリニューアルしました。</p> <p>調布市内に集積している映画・映像関連企業、団体（株式会社角川大映スタジオ、日活調布撮影所、株式会社ジャンゴフィルム、高津装飾美術株式会社 ほか）と連携し、映画・映像をつくるまちならではの独自性があるイベントを展開することで、「映画のまち調布」のPRを行い、映画・映像を楽しむ機会を創出することを目的として、毎年2月から3月上旬にかけて開催しています。</p> <p>また、調布における映画の歴史及び映像文化に触れることにより、調布市に根ざした文化芸術の振興と、観光・産業等の分野と連携した地域活性化を目指しています。</p> <p>映画祭開催に先立ち、「日本映画人気投票」により、上映作品と映画賞「映画のまち調布賞」の作品賞及び技術部門5賞（撮影・照明・録音・美術・編集）のノミネート作品を決定します。</p> <p>「映画のまち調布賞」は、主に映画製作の現場を支える技術者や制作会社といった「映画のつくり手」に贈る賞です。映画・映像関連企業の集積するまちの独自性を生かし、映画文化、芸術、産業の振興に寄与した映画・映像作品及びその製作に貢献した方を顕彰します。</p> <p>映画祭では、映画賞授賞式、映画制作の技術スタッフや監督によるトークショー付きの映画上映会のほか、上映作品に関連した小道具や設計資料、調布市立図書館所蔵の映画資料の展示や、プロの映画制作の技術スタッフが指導する撮影体験ワークショップ等、各種イベントを開催します。（出典：シネフェス2025ホームページ、シネフェスSNS）</p>	市、財団、映画のまち調布 シネマフェスティバル実行委員会
---	--------------------	---	------------------------------

6. 市内の市民の文化芸術活動の拠点



区分	番号	名称	収容人数	所在地
劇場・ホール・スタジアム	①	調布市グリーンホール 大ホール	最大定員 1,301人	小島町2-47-1
		調布市グリーンホール 小ホール	最大定員 300人	小島町2-47-1
	②	調布市せんがわ劇場	定員 121席	仙川町1-21-5
	③	調布市文化会館たづくり くすのきホール	最大定員 506人	小島町2-33-1
		調布市文化会館たづくり むらさきホール	最大定員 270人	小島町2-33-1
	④	調布市立つつじヶ丘児童館ホール	収容人数 120人	西つつじヶ丘3-19-1
	⑤	味の素スタジアム	48,013席	西町376-3
	⑥	武蔵野の森総合スポーツプラザ メインアリーナ	最大約 10,000人	西町290-11
⑦	桐朋学園宗次ホール	最大 234席	若葉町1-41-1	
展示室・ギャラリー	①	調布市文化会館たづくり 1F展示室・9Fリトルギャラリー	-	小島町2-33-1
	②	北部公民館の展示室 (北の杜ギャラリー)	-	柴崎2-5-18

7. 文化芸術基本法

発令：平成13年12月7日 号外
法律第148条最終改正：令和元年6月7日
号外
法律第26号

目次

前文

第一章（第一条－第六条）

第二章（第七条・第七条の二）

第三章（第八条－第三十五条）

第四章（第三十六条・第三十七条）附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という）家庭

及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下基本理念という)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市特別区を含む。第三十七条において同じ町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次頁において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以

下「メディア芸術」といふ。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」といふ。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」といふ。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めな

なければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において著作権等という)について著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二條 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三條 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四條 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五條 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六條 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七條 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八條 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に

応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(文部科学省設置法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中文化芸術振興基本法を文化芸術基本法に改める。一
文部科学省設置法平成十一年法律第九十六第二十一条第一項第五号

二 コンテンツの創造, 保護及び活用の促進に関する法律(平成十六年法律第八十一号) 第三条第三項

三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律(平成十八年法律第九十七号)第二条第三項

四 劇場, 音楽堂等の活性化に関する法律(平成二十四年法律第四十九号)前文第九項及び第一条五障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第一条

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は, 平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は, 公布の日から施行する。

8. 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

発令：平成30年6月13日号外法律第47号

最終改正：平成30年6月13日号外法律第47号

目次

第一章	総則（第一条—第六条）
第二章	基本計画等（第七条・第八条）
第三章	基本的施策（第九条—第十九条）
第四章	障害者文化芸術活動推進会議 （第二十条）附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

（基本理念）

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
- 二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
- 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる

住みよい地域社会の実現に寄与すること。

- 2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業

大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

- 第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。)を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し(障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。)の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の

整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しでは、その意見を聴くものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の一部改正)

2 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

9. 体系図(全体図)





（仮称）調布市文化芸術推進ビジョン

発行日

令和7（2025）年3月 初版

発行

調布市

生活文化スポーツ部 文化生涯学習課

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

Tel 042-481-7139・7745 Fax 042-481-6881

E-mail bunsho@city.chofu.lg.jp